

伝統中国の裁判は、民が持ち込む揉め事に対し、民の安寧の総責任者たる国家・皇帝が適宜の処分を行い、それを通じて秩序全体を回復する総合的な作業として構想されていた。民は自己の抱える様々な苦衷を一括して国家に訴え、また國家の側も問題解決に際しては、公平な第三者として関係当事者間の利害の適切な折り合いどころを教示する仕方と、悪事を犯した各主体に天に替わって相応の罰を下す仕方とを、一つの裁きの中でも必要に応じて併用した。⁽¹⁾当然

はじめに

第十章 自理と上申の間

—清代州県レベルにおける命案処理の実態

寺田 浩明

そこからは、私権の確定と刑罰の実行とを、その社会的内実において、あるいは国家権力の関与のあり方において原則的に異なる一事とした上で、それそのために入り口から出口まで異なる民事・刑事の二系統の裁判制度をあえて置こうといった発想法は出てくるべくもない。

ただ、ならばその裁きの中におよそ一切の制度的区分が無かつたかと言えばそういうこともない。まず、いかに國家・皇帝が裁くと言つても、全天下の民が持ち込むすべての事案を皇帝一人で処理できるわけもない以上、官僚制的な分業は必須である。清代を例にとってみれば、民の訴訟はすべて州県長官（国家行政機構の最末端にあって民に直接接する立場ゆえに親民官とも称せられる。彼の管轄下には平均一〇〇万の人口が居る）の下にます持ち込ませる。そして死刑・流刑・徒刑・杖刑・笞刑の五等から成る刑罰のうち、さすがに死刑（有期労役刑）以上の本格的刑罰を必要とする事案（重案）については、州県長官には事実審理と適用条文を引いての刑罰原案作り（擬罪）をさせるだけで、後は上司の覆審に委ねさせ、最後に総督巡撫以上のしかるべき高官（民の生死がかかる死刑案件については實に一件一件皇帝その人）の最終判断を経て初めて刑の執行に移るという念入りな仕方が取られた（必要的覆審制）。しかしそれとは反対に、杖刑以下の刑罰で処理ができるような、あるいは解決のためにそもそも一切の体罰を用いる必要すらないような事案がその裁きに不満な場合には事案を自ら上司の下に「上控」することがほぼ無制限に許される。後者の裁きにおいては、一転して事案を受理した各州県長官本人にその裁判を包括的に委ね切る仕方がとられた（州県自理）と呼ぶ。ただ当事者側がその裁きに不満な場合には事案を自ら上司の下に「上控」することがほほ無制限に許される。後者の裁きにおいては、おらずと各当事者の訴えを良く聴いて（聴訟）それぞれの言い分に見合つた「応分のもの」を各人に与える作業を中心となる。現代では民事裁判の形で処理されるような事柄が伝統中国ではどのように処理されていたのかという問題を、州県自理裁判を素材に論ずることはもちろん十分に可能であり、また正当でもある。

また各種事案の中でも特に「命案」（人死にが絡む事案）および「盜案」（窃盗強盗事案）については、州県長官は、事件の発覚後、即座に現地に赴き検死（档案史料では「驗屍」と書く）や現場検証・関係人訊問を行い、その初動対応の内容を省内関係上司に一斉報告（通詳）することが求められており、またこれら「命案」「盜案」についてはたどり刑罰が徒刑に至らぬ場合でも必ず上司の覆審を経ることが義務づけられていた。⁽³⁾ それゆえ制度どおりに進むなら、最小限「命案」「盜案」の二つについては州県長官が事案に接した最初から上記の戸婚田土の案とは別種の取り扱いを受けることになる。かつこれらの事案の処理においては、当該行為の悪性度に応じた適切な重さの刑罰を量り定めて執行すること（断罪）が中心的な話題となる。こうした犯罪発覚から取り調べ・法律適用を経て審理完了・刑罰執行（完結発落）に至る処理のあり方を、現代の刑事裁判のあり方と対比することももちろん十分に可能である。

しかも伝統中國国家はこの二つの事案処理方法の違いに対応して、裁判官（官僚）に異なった振る舞い方すら求めていた。すなわち州県自理裁判においては州県長官はその与えられた包括的な處断権を用いて自由自在・当意即妙な訴訟指揮をすることが許されまた積極的に求められる。それに対して命盜重案処理では、科される刑罰の重さについての全国的な画一化が求められるため、あらかじめ個別の犯情毎に科すべき刑罰を詳細に規定した成文法（律例）が制定頒布され、官僚達は上述の必要的覆審制（擬罪と覆審）の各段階でその援引（その作業を「擬律」とか「擬罪」と呼ぶ）が厳しく求められた。⁽⁴⁾ 成文法の有無・判断の自由度だけに着目するなら両者の裁きのあり方は百八十度異なる看見える。

そこで従来の伝統中國裁判研究は、一方では冒頭のような限定を付しつつも、他方ではこうした類比に基づき、またこうした差異に着目して、伝統中國の民事裁判・伝統中國の刑事裁判について繰り返し語り、それぞれの特質の分析に励んできた。⁽⁵⁾ その過程で明らかにされたことはもちろん少くない。しかしその二分法に慣れるあまり、清朝社

余自身においても、すべての事案が最初から戸婚田土の案と命盜重案、州県自理事案に分かれて存在しており、そして前者については州県長官による自由裁量的な紛争処理が、そして後者に対する対応は律例に基づく厳格な刑罰付与の手続きがなされていたかの」とく考えてしまえば、それは清代にも民刑事一本立ての裁判制度があつた（それを一人の州県長官が兼務していた）と論ずると実はほとんど違いはないことになる。そして学説史の現状はむしろこれに近い。しかし本当にそれで十分に歴史の実態が被えているのだろうか。少なくともこの二つの間になお述べ残された部分が存在することとは明らかである。事案の分類に即して言えば、まずは次の点が問題になるだろう。

すなわち、確かに命盜案については事件発覚の最初から別途の対応手順が定められている。しかしそれらの検査や裁判も圧倒的大多数は被害者側からの訴え（被害届）によって始まる。いかに命盜概念が茫然としているにせよ、少なくとも病死・単純な自殺・事故死は要上申事案ではない。しかし後述のとおり、当時の民達はそうした事案よりもを人殺し事件であるかの」とく官に訴えた。持ち込まれた人死に事案が上申すべきなのか否かは實際には審理をされば州県自理か上申かの両種しかないのだが、その両種は最初から（あたかも事案本体が持つ本質のこと）自明に分かれているのではなく、むしろ中間的ケースにおいてはその分離 자체が州県レベルでの審問の所産なのである。あるいは上申されなかつたものは州県自理の形で処理されるという側面から言えば、上申事案は州県における裁判を通じて「切り出され」で行くのである。ではその切り出しはどうのようなプロセスを経て行われるのか。あるいは州県自理型の処理方法と上申型の処理方法とは、州県レベルにおいてどこまで、またどの部分が重なり、またどこで分かれて行くのか。その問題を再度州県の裁判実務にまで立ち戻り明らかにする余地と必要があることもまた言うまでもない。しかし我々はこれまで常識的な民事裁判像・刑事裁判像に見合うような両極部分だけに目を向け、この中間部分が孕む問題を正面からは取り上げずに来たのである。⁽¹⁰⁾

そしてそれは史料的に見て理由の無いことではない。といふのもこれまで州県段階の裁判のあり方を解明する際に最も良く利用されてきた十九世紀台湾の官庁文書「淡新档案」には、人命や窃盜強盜をめぐる多数の訴訟文書が含まれ、また犯人の逮捕や護送・司法行政上の報告等をめぐって多数の上行文・下行文・平行文も見られるのだが、なぜか不思議なことに、事件の報告・驗屍・通詳から始まり擬罪を経て正式に上申される正統的な上申裁判文書はついに一件も含まれていない。通詳まで行った事案は四件ほどあるが、犯人が最後まで捕まらなかつたり、あるいは擬罪をする前に容疑者が監獄で病死してしまつたりで、結局は上申には至らない。また強盜団の首領を死刑にしてしまった事案も一件ほどあるが、その死刑は「杖斃」という通常の裁判手続きには依らぬ即決即断型の例外的方式に依つている。⁽¹¹⁾つまり淡新档案に依る限り、これらの事案処理のあり方を裁判制度論で言う「命盜重案」「必要的覆審制」と関連させて論ずる手掛かりがほとんど無いのである。当然そうした事情にある以上、上申されぬまま適宜の体罰や金銭和解で終わつてしまふようなその他多数の暴力事件も、もっぱら暴力性が高い戸婚田土紛争として論ずる他ないことになる。その結果、従前の刑事裁判研究においては、州県段階の審理像は、主要には上申文書中の記載から復元されたイメージで満たされる。しかし残念ながらそれらの記述はすべてすでに命盜重案として「切り出され」終わった所から逆算する形で（つまり上申事案は最初から上申されるべく存在するかの」とく）書かれている。上位の問題はかくしてそこで見失われることになる。

しかし、すべての州県档案が同じ事情にあるわけではない。今回の研究会において辛いにも四川省档案館所蔵【甲】県档案（同治朝）の「命案」部分のマイクロフィルム（同治朝分百リール中の第一リール半ばから第九リール半ばまで。案件番号No.1388からNo.2123まで、全七三六件、約一万八〇〇〇コマ）の閲覧の機会を与えられた。そこには総計七〇〇件ほ

ど（すなわち全体の一割ほど）の上申案件が含まれている。⁽¹⁰⁾ 残念ながら完全文書の数は非常に限られており、かつ著者の検討もまだごく表面的な段階に止まる。しかしそれでも著者にとっては新たな発見が少なくなかった。そこで本章では上記档案からいくつかの事件を紹介しつつ、従来の研究では見落とされたがちであった州県自理と上申との間にあらいくつかの問題を取り上げて論じてみたい。

なお本章中では巴県档案は同治朝分に付された一連の案件番号（No.）の後に四桁のアラビア数字で示す。また一件文書の中の個々の文書については（鉛筆によるメモ書き込みはあっても）正式の番号は振られておらず、かつ文書の現状は必ずしも年月日順に正確に整理されているわけでもない。以下に示す文書番号（アラビア数字で示す）は現状を前提に案件冒頭から並び順に文書単位で仮に付した私的番号であり単なる参考である。

第一節 上申事案の州県段階での処理

一、上申命案についての州県档案の内容

最終的に上申された事案について州県档案レベルではどのような文書が残るのであろうか。断片的文書も利用して全体的パターンを復元してみるならば、諸文書は以下のようない三段階に分けられるだろう。文書番号を特定しての詳細な検討は後日に譲り、ここでは概要のみ簡単に示す。

まず最初に死者親族や団隣・郷約といった在地世話役から人死に事件発生を報告し同時に駿屍を要請する「報状」（典型的な表題は「為懇駿訊究事」）が出される。それを受け州県長官（巴県知県。以下単に知県と呼ぶ）側から駿屍命令

書「票」が立てられる（档案に残るのは原則としてその原稿のみであるが、「命案」No.1478には「駿票」の実物が挟まっている）。そして駿屍現場では、「勘得」という語で始まる現場検証記録、および「駿得」で始まる駿屍記録が作られる（駿屍内容を所定の枠に書き込んだ公文書「駿屍格」が附属していることも無いこともある）。そしてその後にはあらかじめ上記の「票」によって駿屍現場に呼び集められた事件関係者（原告被告証人）を相手に行つた訊問記録が続く。文書では訊問予定者の氏名を列挙した名簿「駿訊名單」がまずあり、当日現場に来なかつた者については氏名の下に「不到」と書き込まれる。訊問調書（錄供）は、「誰某の供述に拠れば云々」という形で供述内容が一人ずつ（あるいは時には数人分まとめて）整理した形で書かれる。訊問終了後に屍体の受け取りと埋葬が行われる時には死者親族側から知県宛に「領屍狀」が出され、また必要な場合には訊問を受けたその他の人々も「結狀」（誓約書）を書いて差し出す。ここまでが駿屍現場関係の文書である。

ついで幾らか日を置いて法廷（州県衙門）で行われた訊問関係の文書が並ぶ。内訳は、まず召喚状の原稿があり、そして法廷が開かれる上記と同様の「覆訊名單」と「錄供」が作られ、閉廷後には出廷者のほぼ全員が（一人ずつ、あるいは数名が連名で）「結狀」を提出する。⁽¹¹⁾ 結状の内容は、訊問を通じて確認された主要内容を自らの名の下に復唱するものであり、当然ながら各人の結状内容はほとんど同旨である。ただ法廷訊問の内容に不足や不満がある場合にはその後に出廷者や関係者から訴状（呈）や「稟」が出され、必要に応じてまた法廷が開かれる。それが何度も繰り返されるかは事案毎に違うが、簡単な事案でも駿屍現場でのそれを含めて三回ほどの訊問記録が残るのが普通のように見える。そして法廷訊問を通じて事案の全容がほぼ解明されると、最後に上申すべき犯人一人を引き出して最終確認のための訊問の場が設けられ、そこでも「名單」と「錄供」が作られる（犯人の画押付きの「結狀」がそれに付随することもしないこともある）。

そして最後に以上を踏まえて上申関係の文書が作られる。本体文書たる「詳文」（事件の顛末とこれまでの審問内容、

供述記録を詳細に記述した後に擬罪をする）及びその送り状「申」の原稿（兩者合わせて定型的な便箋に書かれ冊子状になつてゐる）がその中心をなすが、当然犯人を府に護送（「招解」）する際の文書もあり、時にはその護送費用（「解費」）。犯罪者の関係者に負担が求められる）の調達をめぐる紛糾を伝える文書（「命案」No.1475）があることもある。⁽¹³⁾

そして冒頭で問題にした「通詳」は、当時の制度では事件発覚後十日以内の日付を持つ（文書の順番で言えば、⁽¹⁴⁾ 験屍現場における訊問記録の後、法廷での訊問記録の前に当たる）通詳の原稿例を見ることができる（例えば「命案」No.1667）。ただ事案を見て行くと、事件発覚から通詳まで相当の時間がかかっている（命案）No.2059の例もある。州県レベルにおける命案処理の実情を知る一つの手掛かりでもあるので、この一件については少し詳しく事案内容を紹介しておくことにしよう。

残念ながらこの事件は明らかに前缺しており、当事者達が事件発生を告げてくる諸文書が欠けている。そこで同治十三年六月一四日の法廷訊問調書（文書21）。これが本文書中に現れる最初の訊問調書である）から事件の顛末を復元すれば、同年五月一四日夜半（なお一部の文書ではこれが二一日と書かれる）に、覃洋生（十五歳）が、陳秋田の家で、さる事情から鄭元（二十八歳）に指図された五人組に殴りつけられ縛られ拉致され、解放して欲しいなら身代金八千文を払えといつて別所に監禁される。その場は仲裁者が入り、暴行の原因になった事情については怪我が治つてから改めて調停しようということになり、覃洋生は身ぐるみを刺がされたものの助け出され自宅に連れ戻される。ところが困ったことに五月二五日夜に覃洋生は受けた傷が悪化して死んでしまう。二七日には覃家から事件発生を報じ験屍を要求する訴えがなされ、また在地の世話役を勤めていた許姓や王萬一らからも同日に事件の報告がなされ、六月一日に験屍が事件発覚から三ヶ月経つた八月一九日になる。

単純そうな事件なのに通詳にこままで手間取った理由は残る文書を読むとはつきりする。すなわち、覃洋生が何故鄭潤等に殴られたのかについて、多くの証言は、覃洋生が鄭元の妻と姦通しており陳秋田はその逢い引き場所の提供者である、それを知った鄭元が知り合い達に頼み陳秋田の家に乗り込み覃洋生を殴り殺させたのだという事件像を描く。それに対して死んだ覃洋生の族長である覃純章（五十六歳）は、六月一四日の法廷訊問ですでにそもそも覃洋生は陳秋田の家に借金を取りに行つたところを暴行拉致されたのだという主張をしており、そして六月二八日には（おそらく先日の法廷訊問の際に一部証人が行った、鄭元は男五人組に頼む前に市場世話役の許姓の者にも声を掛けたという証言に触発されてなのである）この暴行拉致事件の「主謀者」は当地の「客長」（市場で客商を取り締まる立場と思われる）を勤める許一堂（二十六歳）であり、王萬一もその一味だと主張する（文書2）を知県宛に出していく。それに対しても許一堂・王萬一の側も七月一日に覃の訴えの陰には訟師が居ると反論する。そこでその膠着を開拓すべく、知県は七月二二日に法廷を開き関係者を召喚するが、言質を取られるのを嫌つたのか覃純章も許一堂も王萬一も、要は裏側にいる主要人物は誰一人出頭しない（文書4と5）。そこで知県は改めて欠席者に対する召喚命令を出す（文書6）。そつたところ今度は許一堂の側から、実は覃姓は我ら許姓と從前から市場の支配権を巡つて対立しており覃姓はその過程

で失脚した、覃純齋はその昔年の恨みを晴らすために今回の事件を利用しているだけだと主張する詳細な裏が、古文書を添えて出されてくる（文書7と8）。多数の証言は許一堂の主張を裏書きするが、反面もし覃純齋の言うとおりなら許一堂も何らかの罪に問う必要が出てこよう。この論点を処理しない限りは、あるいはより端的に言えば、強くそう主張して止まない覃純齋を何とかして黙らせられない限りは、知県としてはこの事案を処理しようもない。

そこで知県は八月六日に開かれた第三回目の法廷で、許一堂を（殺人事件の主謀の咎ではなく）先の法廷不出頭の咎で掌責し「客長」の地位から解任し、おそらくはその取引の代償として、覃純齋にも、許一堂が主使した事実は無く、覃洋生は姦通した結果として夫・鄭元の仲間に袋だたきにされただけであるという事件像を飲ませることに成功する（文書11の訊問調書、および文書13から15までの各当事者による結状）。これでようやく事件関係者全員の間で、あれが一体何の事件だったのかについての認識が一つに揃い、残るは致命傷を与えた主犯・鄭潤に殺人の罪を、また覃洋生と姦通した鄭元の妻にその姦通の罪を償わせるだけだという状態に漕ぎつける。ここまで来るのに事件発生以来、二ヶ月以上も時間がかかってしまう。

しかし知県はなぜかそれでもまだ通詳に踏み切らない。その後押しをしたのは皮肉にもその一週間後の八月一三日に覃純齋達が巴県を監督する重慶府知府に対しても出した告状（文書16）であった。その中で覃純齋は、つい先日自ら出した結状内容にもかかわらず、本当に姦通ならなぜ拉致監禁したりせずにその時点で官に突き出さなかつたのかと言つて姦通云々の一切の事情を許姓一味による捏造とした上で、先回同様の許一堂主謀説を再度繰り広げる（そして許姓がかつて自分に仕掛けた「陳席珍捏誣之案」なる県學への資格外就学事件訴訟との併合審理を求める）。事件の存在自体をそこで初めて知った重慶府知府は、その告状に対する処理意見（「批」）の中で、巴県に対して事案審理を命ずると同時に、例に照らして通報（通詳）することを命ずる。それを受けて知県も腹を固めたのだろうか、八月一九日に、先

の八月六日の訊問調書を基礎とした通詳を行い（文書22）、また九月三日には犯人・鄭潤を獄から引き出して再確認の訊問を行い（文書24、25）、罪状自認の「結状」を書かせその文書末尾に鄭潤の左手食指を押印させる（文書26）。その動きを見た覃純齋等は九月六日に再び執拗に、許一堂が法網を逃れているのは耐え難い、「陳席珍捏誣之案」との併案を望むという訴状を巴県宛てに出していくが（文書27）、知県は上申処理はすでに済ませた（「案已擬辦、毋庸多演」）と言つてもうそれには取り合わない。そしてその勢いで九月一〇日には早手回しに擬罪をした詳文稿（文書15）まで書いてしまう。⁽¹⁶⁾ その後に先の通詳に応える仕方で重慶府を通じて総督の「按擬招解せよ」との命令書が下り（文書18。一〇月一二日付の「札」。一〇月一七日に巴県に到来）、また一〇月末には重慶府の上司・河東道（覃純齋がさらに上控をしていたのだろう）からの審理命令書などが下つてくる。しかしもはや実際に法廷は開かれることはなく、一一月一六日に鄭潤は先の上申書と一緒に府に護送されてゆく（文書20）。

最初から明白な閹殺事件として持ち込まれ、そして最終的にはちゃんとその形で擬罪上申される事案であつても、途中には案外にゴタゴタとした展開が挟まつているものらしい。

二、訊問過程で実現されるもの——戸崎田土事案処理との類似性

これまで刑事裁判の取り調べ（事実認定）段階については、滋賀秀二氏による次のような犯人からの自白取り付けを中心においた性格付けが広く受け入れられてきた。すなわち、当時の制度では刑罰を執行するためには当事者の自白があることが必須であった。それゆえ初審裁判官たる州県長官の仕事は、「行為をめぐる真実は、行為者本人が最も良く知っている。その本人の心服をかちとつて、その口から真実を語らせること、それが裁判官の任務であつた」⁽¹⁷⁾、と。しかし上に見た州県裁判の実態はこの文章が与える印象とは随分と異なる。

本件では覃洋生に致命傷を与えたのが鄭潤であるという中核的事実自体は、鄭潤本人まで含む全関係者が最初から認めており、その点はかえって最後まで揺らがない。本件が通詳まで手間取った最大の理由は、もちろん、覃純齋等の動きにある。しかもそこで問題になつたのは、鄭潤の行為事実というよりは、むしろこの事件の社会的な位置づけであった。すなわち鄭潤も含むほとんどすべての関係者は、この殺人事件を妻の姦通をめぐる夫グループの姦夫に対する單純な暴行事件と位置づける。ところが死者側族長の覃純齋等数人だけが、鄭潤は姦通ではなく借金取りのために陳の家に行きそこで暴行を受けたのであると主張し、さらにその暴行の裏側に許一堂の指嗾を言い立てる。行為事実だけ言えば、どちらにしても鄭潤が覃洋生に致命傷を与えて殺した闘殴殺であり、また刑罰の重さだけを言うならば、どちらの背景事情を言い立てようと鄭潤の刑は「絞監候」で変わりはない。ただ覃純齋の主張を認めれば許一堂が殺人に何らかの関わりを持つ可能性が生まれ、また覃純齋の狙いもそこにこそある。そして真実がどうであれ、いつたん覃純齋が上記のような主張を行い、そしてそれに弁明すべく許一堂が知県に対して市場支配を巡る両家間の積年の因縁の説明をまでしてしまえば、それだけで事件は一定の社会的文脈の中に置かれてしまうことになる。これは個人的事情に基づく偶發的単発的な闘殴殺事件なのか、それとも両家の間の大きな争いの中の何かの一部なのか。

覃純齋等の訴えは、単に敵対勢力が起こした偶發的事件で自家に人死にが出たことを奇貨としてそれを自家の勢力拡張の一助として利用しようとしているだけなのか、それとも逆に許姓側が何かを隠蔽すべく最初から動いているのか。今回の知県の精力の大半は、犯人相手の自白取りなどではなく、その点の整理に費やされる。そして何回かのやり取りを経て八月六日の法廷訊問において、ようやく覃純齋に「事件は姦通犯のリンチの行き過ぎで生じた偶發事件に過ぎない」という事件像を飲ませ、事件を両家の社会関係から切り離して単独で処理する道を開くことに成功する。しかしそのためには使われた手段はかえって、許一堂を客長から解任するというそれ自体が両家の社会関係そのものに関わる処置であった。

そして数次にわたる訊問の過程では、事件と事件関係者に対してこれ以外にも様々な処置や調整が行われる。当然犯行と無関係と分かつた人々を順次釈放（「當省省釈」）し、また暴行犯をその都度「笞責收押」したりといった処理をする他、第一回目の法廷では、早々に事件報告してきた許家関係者が、何故許家と一緒に「協報」せずに「先行來轄呈報」したりしたのかと掌責される（この意味づけについては後述）。また第三回目の法廷では、上記の覃姓許姓間の証言合わせだけでなく、同時に拉致監禁騒動の時に奪われた覃洋生の所持品の返還と受領も行われる。そして訊問を重ねる中で事実に関する供述も少しずつ変化していく。最初は率先して妻を殴ったと証言していた鄭元は、後には単に五人のあとを付いていつただけになり、また最初の段階ではあつた当初の拉致監禁時の金銭要求部分は後の供述からは次第に消えて行き、それに伴い解放に入った仲介者の役どころも変化する。また「姦通なら何故にすぐに官に突き出さなかつたのか」という覃純齋の指摘を受けてなのか、最後には当初起こつた事態自体が拉致監禁などではなく、姦通について官意に突き出そうとしていたところ（「正要送究」）に仲裁役が割つて入つたという形にまで整理されてしまふ。⁽¹⁸⁾

訊問を重ねる中で、事案の枝葉部分はその場その場で適宜の処理を加え処理済みとすることでストーリーの中から外され、また事件本体についても供述側を部分的に修正したりあるいは事実の側を一括して変容させたりすることで簡略化が図られる。そしてこうした加工を経たシンプルな事件像が八月六日の法廷で鄭潤をも含む出廷者全員によって共有され、また同日に出された結状で裏書きされる。

そして刑事裁判の末端現場で行われることがこうした諸供述間の整理統合作業であるという事実自体は、実は一年以上も前に唐澤靖彦氏が論文「話すことと書くことは今まで——清代裁判文書における供述書のテクスト性」の

中で、刑部現審档案に即してすでに説得的に指摘していたことでもあった。すなわち、時系列で積み重ねられる訊問

調書相互の問には、「関係者達が語る様々な物語りを統一しようとする力」が働いている、あるいは「供述書における官の言語操作は、すでに官によって決定済みの事件の性質を当事者の声によって再言明しつつ、本来なら多面性を持つ事件という出来事を、唯一の相貌のみを見せる物語のヴァージョンへと統一していくためになされるのである」。^[19]

今回の命案処理において知県が法廷で関係者（特に單純齋と許一堂）を相手に行つていた作業もまさに「関係者達が語る様々な物語りを統一しようとする」作業に他ならない。これまでの中国刑事裁判史研究は、この唐澤氏の先駆的な知見を十分に生かしてこなかつたと言える。

ただいくらか皮肉になるが、その間に中国法制史研究は、民事裁判の分野において次のような理解に行き着いた。すなわち滋賀秀三氏は、その長きにわたる民事裁判研究の最後に次のような民事裁判像を提示した。民事裁判の目的地は「事実清楚・是非分明」にある。「事実清楚・是非分明」とは、解りやすく言うならば、事の真相をめぐる各当事者の主張・認識の間の溝が埋められ、ほぼ同様の認識が各当事者に共有されるに至った状態を言うものに外ならない」。「己内面の心証形成でなく、自己と当事者・関係人など衆人にとつての共通認識の成立、これこそが聽証手続の中核的目標なのであり、裁判官は何をしてでも宜しいからこの目標に迫るべきであったのである」。^[20] そしてこの記述の一つ一つが上に見た知県の姿に当てはまることもまた驚く程である。

法廷訊問と結状作りは、当事者が「こもごも」も語る供述を裁判官が加工調整をしつつ一つのストーリーにまとめ上げ、そのまま上げたものを再び当事者達に自己の供述として語らせるという手順で進められて行く。その実態を踏まえれば、滋賀氏の言う「事の真相をめぐる各当事者の主張・認識の間の溝が埋められ、ほぼ同様の認識が各当事者に共有されるに至った状態」という中核的目標へ向けての裁判官の営為と、唐澤氏の言う「本来なら多面性を持つ事件と

いう出来事を、唯一の相貌のみを見せる物語のヴァージョンへと統一してゆく」地方官の営為とは、実は同じことの両面である。すべてが指示示している方向は明らかであろう。つまり刑事事案処理でも、狭く擬罪以前の段階、知県が法廷で当事者社会を行つ段階について言うならば、行つてることの本質は民事裁判とそれほどには変わらないのである。

そしてその共通性は、文書全体のあり方からも裏付けられる。もちろん、驗屍関係の諸文書および上申関係文書は命案に特有である。しかし最初に民が事件発生を告げてくる「報」の書式は、実は聽証における訴状と実質的に同じであり（形式上の差異は、訴状では「呈」字が書き込まれる個所に「報」字が書かれているだけである）、その書状末尾に知県が「批」を書き込むことで自己の所見を示し処理方法の指示をする点も戸婚田土事案処理の場合と変わりない。また法廷訊問関係の諸文書（召喚状の原稿、名單、録供、結状）についてもその形式は良く知られている州県自理の場合のそれと特段の違いはない。命案でも戸婚田土事案でも、訴えはまずは民からもたらされ、裁判に際しては関係する人間が広く呼び集められ、小さくは事案の個々の細部について、大きくは「あの事件は在地の社会関係の中につって、どういう事件だったのか」（あるいは、どういう事件だったことにするか）について認識の摺り合わせが行われる。^[21] そしてどちらの場合も、一回の法廷訊問で話がまとまなければ、不満な側が（あるいは双方が）先の法廷では「未だ尽くさざるの情」があると述べ立てて訴状を出し、それを受けて次の法廷開廷への手続きが取られるし、また州県長官のやり方に不公平さを感じすれば当事者は審理の途中でも遠慮無しに上控し、上司がそこに介入してくることになる。

そしてそうした共有ストーリーの形成作業と並行して、登場各人物に適宜の体罰や経済的な利益不利益を割り振る作業が行われる。そして戸婚田土の裁判ではそのストーリー共有の達成それ自体が紛争の解決と同じものになる（堂論に対しても皆が「甘願してそれに遭う」旨の同意の連絡状を提出した段階で、すでに争いは実質的に終わっている）。それに対

して命盜重案の裁判では、そのストーリーの一部・一環として犯罪行為の認定とその処罰の契機が存在するので、犯人以外の関係者が散じ尽わたった後にも、その刑罰の具体的な重さの決定とその実行のための作業（擬罪と上申）が官僚制内部でなおその後に引き続く。⁽²²⁾ 逆に言えば、擬罪以降の諸史料で出てくる犯罪者と犯罪者の行為というのは、こうした作業を通じて切り出された結果である。

三、招状の不在——白白の問題

滋賀氏は上記の白取り付けを中心とする刑事裁判像に対応して、文書レベルでも次のような説明を行う。「かくて裁判官の胸に一つの心像が固まり、犯人も真相を吐き尽くしたと判断される状態に至つたところで、改めて罪状を一定のスタイル〔ここに原注があり〕では「不合（申し訳なくも）」字が多用されることが指摘される」を持つた整つた文章にしたため、これを本人に読み聞かせてその画押を取る。これが「招状」であり、……この招状はもはや単なる調書・記録ではなくして、罪状自認の意思表示である⁽²³⁾。そこで言われる「招状」とは、清初の官箴書の中を見える「一、問し得たり。一名犯人某。年は若干歳。某府某州某縣某都圖の籍貫に係れり。状もて招（じはく）す。某年月日、不合にも某と云々、某は各々不合にも云々……。當りて一千の犯証を提弾（よびだ）して到官せしめ、堂に當りて研審するを蒙る。口供云々を錄取して卷に在り。云々の各情を審得するを蒙り、允服して詞無し。……結する所これ実たり。某年某月某日 招状人某某、背押⁽²⁴⁾」といった犯人の画押付きの文書書式を指している。

そこで今回、上申事案の州県档案に恵まれたのを機会に懸念に探してみたのだが、巴県档案同治命案の中には、滋賀氏の論文の中に描かれるがごとき名称と形式を持つ「招状」の現物をついに一枚も見いだすことができなかつた。

もちろん、それは白取調書に類する書類が一切無いという意味ではまったくない。例えば今回の事案でも、通詳の

後・擬罪の前の九月三日に犯人鄭潤一人を法廷に引き出して改めて訊問し、本人の画押のついた文書（文書26）が取られている。手続き的にはそれがおそらくは滋賀氏上述の「招状」に相当する位置に立つ。しかしその文書の表題は「結狀」であり、また書かれる文章の全文は「具結狀人 鄭潤。今、大老爺の台前に於いて結狀の事の為にす。情は覃純齋等が「報じて驗究を懇う」を以て具報せる覃洋生身死の一案、恩もて驗証明確するを休（こうむ）る。覃洋生の屍體は實に蟻（じぶん）が鐵炭条を用いて殴傷身死するに係り、並べて別故なし。蟻は結を具して案に備え中間に虛は無し。状を結することはれ實たり」というだけの非常に簡単なものである（そしてこの文書にもその他の結狀と同様に「准結」という知縣の批が書き込まれている）。招状に特有と言われる「不合」字が用いられる事もなく、それどころかこの結狀自身の中には、同日に法廷で取られた訊問調書（文書25）の中にはなおある「今五月間、覃洋生が鄭元の妻子の鄭劉氏と通姦するに因り、小的を邀えて往きて捉え、覃洋生をば殴傷身死す」という肝心の闇段の背景や原因すらも記されていない（この程度では肝心の「本夫の為に料往して蟲を捉え蟲夫を殺死す」という本件擬罪の根拠にすらなり難かろう）。そもそもこの文書一枚の中に事件の全体を代表させよう、あるいは罪人本人のする白取調書の形で事件全体を総括しようという気持ち自体が最初から無いのである。

こうした巴県档案同治命案における独立した招状の不存在をどう考えれば良いのだろうか。

前項における分析を踏まえれば、まずは裁きの本質レベルで次のような指摘が可能だろう。すなわち滋賀氏の白取論の背後には、裁判官—犯人—犯行事実の三者を一直線に並べ、裁判官が犯人からの白取りを通じて事案の真相に行き着くかの図式が見て取れる。そして常習的な犯罪者（社会の敵）が起こす強盗殺人事件などについては、犯人の行為事実イコール罰すべき罪情であり、その種の議論も確かに成り立とう。しかし上掲事例のごとく加害者被害者間にあらかじめ社会的文脈がある所で起る人命事件（そして言うまでもなく大部分の殺人事件はこれに当たる）では、事件

はそれまでの社会関係の一部として起り、またその解決自体が今度は次なる社会関係の一部になる。上掲事案において犯罪部分を犯罪部分として切り出すこと自体がすでに争点になつてしまつて、そこでは犯罪事実といふものが客観的に存在し犯人当人の自白を静かに待つているというわけでは決してない。裁判を通じて探求されることは、客観的事実の解明それ自体というよりは、むしろその社会関係の流れの一齣として埋め込まれるべき事件像の共有、あるいは全員が共有できるような事件像の確立であり、そして本人の翻異を封じた関係者の上控を封じ上申文書の安定度を支えるのも最終的にはこの共同認識の確立度に他ならない。

もちろんその場合でも刑罰を食らうべく上申・護送されてゆくのは犯人一人であり、その科刑について犯人自身のする罪状自認がなお制度的な基礎付けとして遇されたことは間違いない。その必要に応じて、上掲事案でも鄭潤一人を引き出して罪状自認文書は作られる。しかしそこで語られる犯罪内容は鄭潤一人で確定されたものではなく、むしろ裁判官が当事者社会を相手にして共同的に確立定位したものであり、犯人の罪状自認は（もちろん根柢だが、構造としては）その一部・一環として存在するに過ぎない。それゆえ本事案で擬罪を裏付ける中核文書は何かを論ずるなら、それは八月六日の全関係者の訊問調書（文書11）と言う方が相応しく、むしろそこで得られた一つの事件像を各当事者側からそれに確認する文書として許一堂・王萬一・覃純齋等の八月六日付の結状と、鄭潤の九月三日付のこの結状が並んでいるという方が素直な理解に近い。仮に知県に対する「心服」を語るにせよ、それは犯人一人の心服ではなく、関係者全員の心服である。罪状自認が法廷後に取られる結状に類似すること、より正確に言えば、法廷供述（訊問調書）・関係者の結状・犯人の結状が一体不可分な形で存在していることは、むしろこの事態の本質の素直な現れなのである。

ただもちろん、これだけでは、巴県档案同知命案中に独立した招状が無くても不思議ではないだけのことである。

あり、何故無いのかという積極的理由にはならない。その問い合わせるために答えるためには、おそらく谷井陽子氏が先に論文「做招から叙供へ——明清時代における審理記録の形式」⁽²⁵⁾の中で指摘したような明清間での上申文書形式の変化といふ、より大きな歴史的変動を考える必要があるのだろう。豊かな成果の中から本章に関係する論点だけ紹介すれば、明代から清代にかけて裁判結果を総括する文書（重案について言えば上申文書）のあり方が大きく変化する。明代においては、主犯（招主）を物語りをする主体として「一、問得犯人一名□□□□年□□歳、係□□□縣人。状招……」といった形で全犯罪事実を再構成する仕方が取られる。しかし清代に入ると次第に冒頭から時系列に従つて駿屍現場や法廷での関係者の（口を揃えて同じ事を語る）録供をひたすら列挙し、その中で事案事実を再構成する仕方が現れてくる。⁽²⁶⁾そして上掲の「未信編」に掲げられる（あるいは滋賀氏の自白論が想定する）当事者が画押する「招状」は、明らかに招主中心型上申文書に照應する。そしておそらく明代から清初までの裁判実務の中では、実際にもこの形の文書が取り調べの最終段階で作られ、それを踏まえる仕方で詳文も書かれたのである。しかし事案の顛末を訊問調書の積み重ねの形でそのまま提示・上申することが許されるようになるならば、その前提としてこの型の招状を取り揃える益は激減する。そして実際、巴県档案同治命案に含まれる詳文はどれもが録供列挙型で書かれているのである。谷井氏は上申文書に供述内容が詳細に記されるようになる背景として、主に中央による末端裁判実務に対する統制強化の側面に注目するが、末端側の裁判実務の側面から言えば、上申情報量の増加に伴い当初から末端で存在している共同認識的実態がそのまま上部にまで持ち込まれるようになったという側面もあるのだろう。

どうやら清初官箴書に載るような「招状」書式は、事実認定・取り調べの本質（自白中心主義）⁽²⁷⁾が生み出す書類と考えるより、むしろ単純に事案上申の形式が現場に要請した書式だと考える方が適当なかも知れない。あるいはより一步進めて言うならば、自白重視論の背後にある、國家権力を体現して州県長官が犯罪者に立ち向かい、犯罪者に

自らの罪を認めさせることを通じて事件の真相全体（客観的事実）を解明するというイメージ自体が、明らかに擬罪以降の刑事裁判史料から逆算された刑事裁判像（あるいは社会的文脈を欠いた常習的犯罪者の処罰の場合についてだけではまるような刑事裁判像）なのであり、そしてその裁判像こそが命盗重案処理と戸婚田土細事処理との間にある右のような類似性をこれまで見失わせて来たのである。そして事態をこのように整理すると、次のような命案の処理方法が占める位置も見えてくることになる。

第二節 上申されない命案の処理方法

一、自殺や事故死として処理された案件

巴県档案同治命案にも、淡新档案と同様に、確かに人が死んではいるが殺人事件としては立件されない（それゆえ上申もされない）事案が多数含まれる。その中には渡し船の転覆事故で水死者が出た、路傍あるいは旅館で無名の行路病死者が発見されたといった事態に際して、関係者が死亡事故発生の顛末を県にあらかじめ届け出ておくものも含まれる。⁽²⁹⁾ しかしそく目に付くのは、むしろ被害者親族による验屍要請から始まる事案である。比較的に短い案件を三件、最初に紹介しておこう。

〈命案〉No.1(1)は、嫁に行った妹が病氣で死んだという知らせが四日前にきたので見に行つたら彼女はすでにお棺に入れられており口鼻に血痕が見えた、ぜひとも验屍をして欲しい、という実兄・王興成（二十七歳）からの同治元年閏八月九日付「報状」で始まる（文書1）。知県はその報状に対し、お棺に入っているのによつして血痕が見え

たりするのか、これは「強請りたかりを狙つて嘘の訴訟を起」していることは明らかだ（顛係藉死図索、砌詞妄控）と批を付しつつも、同時に法廷を開くための召喚状を即日起草させる（文書2）。しかしその後、同月二二日に、今度は嫁入り先の父から、嫁は結婚当初から病弱で自殺願望があり先日首つり自殺をした。そこで直ちに嫁の母を呼んで屍体に傷が無いことを見て貰い、またその時に「埋葬銀」として二五千錢を彼女の後夫に渡した。王興成等はその中から八千錢を貪り取ろうとして上手く行かなかつたので、今回別途金錢をこちらから取ろうとこの訴えをしているのだという反訴状が提出される。二ヶ月ほど経た一月四日にようやく法廷が開かれ、王興成はそこでも当初の主張を繰り返し、妹を验屍して何も無かつたら罪に服するという結状まで書く（文書6）。そこでやむなく一週間後に腐乱遺体を相手に验屍が行われるが（文書7）、結果は単なる自殺と出る。そこで遺体は嫁入り先が引き取つて埋葬することになり（文書10）、またさらに一月後に開かれた法廷で王興成は強請を認めさせられ「掌責鎖押」の罰を言い渡される（文書11、12）。

〈命案〉No.1458では、同治三年一月二十九日に七十九歳の老夫亡人が、自分の姪（亡夫の兄弟の息子）の羅廷萬（年齢不詳）が借金取りに行つたところ相手の胡松榮（四十二歳）と揉み合いになり、羅廷萬が転んで頭を打つて死んだので駿屍をしてくれと求めてくる（文書1）。知県はここでも直ぐに現場検証と验屍を行うことを決め、验屍をするので現場に関係者を呼び集めておけと命令をする原稿が二月一日に作られる（文書2）。しかし二月六日に加害者と名指しされた胡松榮から、羅廷萬は実は別の場所で自分で頭を打つて死んだだけである、その後に羅一族の者がその屍体をわざわざ私の土地内に運び込み、お金をゆすり取ろうとしたが失敗したので、あの訴えを出してきているのだという反訴状が提出される（文書3）。そして翌七日には、興味深いことに死んだ羅廷萬の実兄達からまで、弟は自分で転んだので誰にも咎はない（「與人無尤」）、弟の遭骸が暴虐されるのは忍びないとつて「免驗」（验屍免除）の願いが提出され

る（文書4「摘要」）。急転直下、事態が沈静した理由は、召喚のために現地に行っていた差役が翌日出してきた覆命書（文書5）で明らかになる。すなわち「胡松榮は葬費銀五千文を賄給し已に和案せり」。どうやら訴えの後に当事者間で金銭和解が成り立つたらしい。ただ知県はそれでもあえて三月三日に法廷を開く。しかしそこに並ぶ訊問調書や結状の内容は羅廷萬が自分で蹢き転んで死んだとの確認だけで、「葬費銀」五千文の話は最後まで公式には出てこない（文書6～9）。

〈命案〉No.1477も、自分の弟の劉先華（年齢不詳）が施大興（六十五歳）に棒で頭を殴られて三月二六日に死んだので斂屍をして欲しいという同治三年四月一一日付劉先榮（五十歳）の「報狀」で始まる（文書1）。知県はその訴えに對して、殴られた原因も書いて無く、何より死後二週間も経つてから斂屍を求めてくるのはいかにも怪しい、強請が失敗したので訴訟をしてきたのだろう（「類因事後塗索未遂、□〔捏?〕詞聾聰、已可概見」と批を付しつつも、ここでも即日斂屍準備を命ずる（文書2）。すると翌日、暴行犯と名指しをされた施大興から、「その劉先華は三月二五日に私の畠に忍び込んだ作物泥棒であり、追い払ったところ自分で蹢き転び怪我をして二七日に自分の家で死んだのである。親族が金をせびりに来たので翌二八日に、團隣の勧めに従つて、彼らの貧苦を憫み銀二〇両を支払いすでに息事した。ところが劉先榮達はそれに味をしめさらにお金をゆすり取ろうとの訴えを出したのだ」という反訴状が出される（文書3。文書11の三月一八日付劉先榮名、團隣立ち会いの「領屍理葬文約」は、その金銭授受に際して劉先榮側が出した文書であり、この反訴状と一緒に提出されたと思われる）。施大興の佃戸の陳春山等も数日後に同様の訴状を出して施大興の応援をする（文書4）。その後、五月三日に両者から訴状の応酬がなされ、劉先榮側の要求金額が五〇両という途方もない額だったという話までが暴露される。同日開かれた法廷では結局は施大興が言うとおりの内容（すでに銀二〇両で和解は済んでいる）が全員で確認され、これ以上騒ぎ立てないという結状が双方から出されて事案は終わる。

以上に三例だけを挙げたが、実は巴県档案同治命案の全案件の半ばはこの形だと言つても過言ではない。そしてそれら金銭的解決案件の背後には共通して次の二つの要因が見て取れる。

一方にあるのは、言うまでもなく死者親族側の執拗な経済的要求である。確かに中には死者親族が強引に金銭要求をし結局「藉屍図索」として処罰されて終わるだけの例もある。しかし人が異常死した以上は誰かに何らかの咎はあるはずだという発想が當時の人々に色濃く分け持たれている以上は、なす術もなく人を死に至らしめてしまった責任を死者周辺の人々に問うことにも理が一切無いわけではない。特に死者親族が貧しく埋葬費も出ないといった背景を持つ場合は、何らかの要求があれば強者が弱者を憐れんで見舞金を出すのはむしろ社会的には奨励されるべきことには属する。例えば〈命案〉No.1614では、借錢取りに行って殺されたという訴えと単なる首吊り自殺に過ぎぬという反訴が衝突し、知県は斂屍を行いそれを自殺と認定しかつ死者親族側を「捏報命案」で掌責までするが、同時に「死於非命」を哀れんで加害者側に「超度之資」八千文を払わせる処置をもとる。

そして他方にあるのは当然、支払う側の弱みである。上述のごとく人が死ねば周囲の人々はそれだけで最低限の社會的な弱みを持つ。そしてここでは国家は一般にまず死者弱者側に立つてその冤抑を伸ばすことを旨とするので、国法はその弱みをカバーするのではなく、むしろ時に強める方向で作用する。人を自殺に追いやつた者の罪を問う「威逼人致死」条（刑罰は杖一百、埋葬銀一〇両を屍者の家に給す）がある以上、自殺されただけでも関係者には刑事犯罪人、最低限その容疑者にされてしまう危険性が常につきまとつ。一〇両内外でそれら一切の面倒から免れられるなら、言いがかりを付けられた段階で自分の方から一〇両を支払って済ませる方が話は簡単である。⁽³⁰⁾ そして事案内容によつては、時には握られている弱みはその程度には收まらなかつたように見える。と言うのも巴県档案のこの種の事案には、斂屍で重傷を認定しつつしかしその傷は自分で蹢き転んでつけたものであると述べる例、暴力沙汰があつたことまで

は認めつつ（あるいはどうやっても否定はできます）ただその後に自宅に帰り（別の病気で）病死したといった決着の形があまりにも多いのである。特に上掲第三例のことき作物泥棒の死」事件などは、暴行と死亡の間に因果関係が無いと言いつける方がかえつて不自然に聞こえよう。しかし閻殿殺となれば原則死刑であり、身に迫る危険は威逼人致死の比ではない。単なる脅しにしてもその威力は強く、また実際に殺してしまっていた場合には、要求に応えて多額の金銭を払う家族もいたに違いない。⁽³⁾もちろんここまで行けば、行われていることは実際には犯罪事件の示談・金銭による抹み消しと変わりない。

金銭解決の諸事案は、一方の端に純粹の強請を、他方の端に純粹の犯罪抹み消しを置いたこの線分上のどこかに位置付けられる。ただ上掲の二要素が元から表と裏の関係にある以上、誰某が威逼した、閻殿殺したという主張（あるいは駁屍要請）一つ取つてみても、真実そうした事情がありかつ死者親族も加害者に刑罰を加えることを求めてそう主張しているのか、それとも単なる強請あるいは見舞金額つり上げの手段としてとりあえずそう言つてみているだけなのか自体が特定できないし、また金銭支払いを抗う側についても、純粹に脅しと強請に屈するのを拒んでいるのか、それとも金で事件を抹み消せること自体は望むにせよ、いくら何でも今回の相手の要求金額は高すぎると考えて抗っているだけなのかは、一概には判断が付かないことになる。当然、死者親族の貧寒を憐れみ見舞金を払つたと語られるケースにしても、それが文字どおりの機縫に出る事例なのか、死者親族の貧寒につけ込みむりやり金銭解決を飲ませた事例なのかを断定することも難しい。

ただ当然ながら最終的に金銭和解で終わる裁判事例では、死亡はどれも最後には単なる病死・事故死・自殺死だつたとされ、金銭は見舞金扱いされる。しかしそうした記述が常に真相それ自体とは限らないことは、次の例から証される。〈命案〉No. 1702。

同文書も前缺しているが、冒頭には父親幸合順（六十五歳）の駁屍を求める同時にその死に洪長生（年齢不詳）等の関与を仄めかす幸貴祥（幸遇貴、二十二歳）の同治五年一二月二七日付の報状があつたことは後の供述から知られる。それを受けて同日に駁屍のための票の原稿（文書1）が書かれるが、直後の三〇日に幸貴祥および幸合順夫人の幸李氏（六十二歳。なお後の訴状では五十歳と書かれる）から免駁願いが出される（文書3と4）。知県はここでもそれを受け入れ同時に開廷のための召喚状を出す（文書2）。同治六年一月三日に法廷が開かれ、昨年一二月二十五日に幸合順と洪長生の間で境界争いをめぐる口論があつたがその場は白瓊林（年齢不詳。この男は故か最後まで訊問にも呼ばれない）の仲裁で別れ、幸合順はその後に酒に酔つて蹠き転び翌二六日に死んだのであり「並沒別故、與人無尤」である、境界争いの件は今後本地の調停で解決する、ということが夫人幸李氏も含めた全員で確認され結状が整えられる（文書5から9）。ここまでで終われば史料が示すことは上掲の免駁事例と何の変わりもない。

しかし本件では、月末の一月二八日になつて夫人の幸李氏から、やはり本当に起つたことは殺人である、先日の法廷は洪長生等が息子の「幼愚」を侮つて拉致した上で「和を勧した」ものである、彼らは息子に対しても「本当のことを言つたら体罰を受けるぞ（如供実情、即要受責）」と脅して法廷で嘘の供述をさせ、また法廷に幸李氏の顔をして出廷し結状を書いた女は実は彼らに金で雇われた偽者である、という訴状が突如提出される（文書10）。そこで知県は二月六日に改めて正式に駁屍を実行し、幸合順が受傷身死したことを確認し、また同日の二回の訊問を通じて、幸合順が實際には魏大五（魏錦臺、四十五歳）なる男と別件で殴り合つたあげくに重傷を負い、犯罪地の地主である洪長生の家に運び込まれて看病中に死んだこと、そこで魏大五が「私埋匿報」を起意し洪長生に同調するように頼んだこと、また先日の訴訟の裏には白瓊林が間に入つて作った和解工作（洪長生が「掩埋超度費用」として銀一百両を払うことで「息事免訟」する）があつたこと等が判明する（文書11から17）。九日の訊問では、魏大五も含む全員が上記の犯行経

縛を「口」を揃えて確認し（文書18から20）、また一四日の法廷では、洪長生が実際に借金をして銀一百両を用意し白瓊林を通じて幸貴祥に渡したことが確認される（文書22と23）。そこで二六日の法廷では、幸貴祥が実際に得た埋葬銀六〇両を法廷に提出させ洪長生に領収させ、また（口利き料として）白瓊林の手に渡った四四両分の借金証文についても洪長生に返還させる措置が取られる（文書24から29）。以上を踏まえて三月四日に、私埋匿報事件が一月二八日に發覚したという通詳（文書30）および正式の驗屍格（文書31）が作られ、また二二日には魏大五一人を引き出して最終確認の訊問が行われ（文書32と33）、そして総督の「接觸招解」せよとの批をうけて四月八日に閻殿殺・紋監候と擬律された詳文（文書36）が書かれ、二一日に護送命令書が作られ、五月中旬に魏大五は府に護送されて行く⁽³²⁾。

当事者間での示談が発覚した後に普通の閻殿殺として立件処理された案件であり、案件の最後の段階では当初に「私埋匿報」があった事実すら言及されない。事故死として州県自理で処理されてしまう案件の裏側に時には前節で見たと同様の殺人事件があり、また逆に言えば、最後に殺人事件として立件された案件もその発端では事故死扱いされて終わる可能性を秘めていた。

二、民間交渉と裁判の関係

これらの金銭和解事案の記述を読んでもまず強く印象づけられる点は、人死に事件が起ると直ちに当事者間で接触と交渉が始まっていることである。特に嫁が死亡した場合には、一般慣行としても、その死が婚家の暴行凌虐によるものではないことの確認を求めてまずは実家親族が呼ばれる。傷があれば殴殺が疑われ、服毒死であれば毒殺が疑われる。また自殺であることが明らかな場合でもそこに到るまでに婚家一族による威逼があつたかもしれない。実家側が疑念を抱けばそこで直ちに争論が始まり、決着が付かぬ内は埋葬すら許さない⁽³³⁾。また喧嘩で死んだ、あるいは水死

や自殺さらには病死の前に誰それと喧嘩をしていったという情報があれば、死者親族は直ちに加害者と覺しき一家に押しけ（時には遺体を持込み）、威逼や閻殿殺の可能性を言い立てる。ただ、そうして騒ぎが起こればおのずと隣人達が割って入るのである。死亡直後に周囲の郷約等が両当事者の間を取り持つて和解合約を作る例も時に見て取れる。例えば〈命案〉No.1651の同治三年三月一九日の法廷訊問に提出された三月一〇日付「憑団隣領屍掩埋以息訟端文約」では、首吊り自殺事件を巡り、約保が仲介して自殺地の地主に「衣棺埋葬領行之需」三千文を出させる代わりに、「これは単なる自殺であり以後何も文句を言い立てない旨の誓約書を死者の父親に書かせ遺体を引き取らせている（文書末尾には約保地隣および「在見」総計二八名が立会人として名を連ねる。たった三千文の受け渡しを証明するためにこれだけの証人は不要なので、おそらく呼び集めた目的は近隣の人間の意思統一にあつたと想像される。ただ本件では同日に死者の弟が「誤って旁聴を聞き」県に驗屍を求めてしまい、そこから訴訟事が始まってしまう）。それら合約では決まって死者親族に対して何らかの名目（埋葬銀・超度銀・安埋錢）で幾ばくかのお金が払われ、死は事故に因るものであり、死者親族はこれ以上は騒ぎ立てないことが約される。それで関係者全員が納得し外に何も漏らさなければ、官が閻知せぬままに事件一切が終わってしまうこともあつたに違いない。

ただ、死亡後数週間たつて出された訴えに対して地方官がどうせ強請の失敗（金銭交渉の纏れ）の挙げ句の訴訟だろうと指摘する上掲第三事例が示すとおり、こうした加害者被害者間の（さらにはその分け前を巡る被害者親族相互間の）交渉が不調に終われば、死者親族（あるいはその一部）が知県に対して死亡事件の発生を報告し驗屍を求める訴状を出すことになる。ただ反対に提訴後に一転して原告側から「免驗」願い（さらには事案全体の取り下げを求める「注銷」願い）が出される展開からはかえて、訴訟提起後にも当時者間交渉は引き続き行われており、そこで一定の満足を得られる展開もあつたこと（逆に言えば、驗屍を求めて官に訴訟を提起すること自体が実は最初から交渉を有利に運ぶための圧力

手段の一つとして用いられていたこと)が窺われる。そして裏側で交渉妥結となれば、その後に開かれる法廷は、むしろそうした当事者和解を公的に確認するだけの場になる。ただそなることを知りつつ免駁後にあえて知県がほとんど必ずと言つて良いほど法廷を開く」とからは、そうした確認が社会的には大きな意味を持つていたこと分かる。⁽³⁵⁾

もちろん、時には交渉不調のままに法廷に突入する例もあり、まれには実際に駁屍が行われる。しかしその場合も知県が法廷で行うこととは、大部分の事案について言えば、民間交渉で行われることと別次元のことではない。

何よりもこの段階で当事者から免駁の願いが出れば、知県は通常、事件の内実それ自体にはそれ以上立ち入らうとはしない。また駁屍を経て暴行威逼の事実の存在が確定的に示された場合ですら、両当事者の間に金銭的和解の可能性が見えているうちは、あえてそれを人死にに結びつけて論ずる姿勢は薄い。例えば〈命案〉No.1951では、知県自身が受傷後翌日身死と明確に認定しつつ、しかし傷害殺人部分については革責をする程度で不問に付し、法廷での処理はもっぱら加害者被害者間の経済的関係の整理に集中する。しかも前掲三事例からも分かるとおり、提訴における原因の大半は補償金支払い問題にある。そして知県が今回の訴えの原因は実は補償金額自体の低さにありその不満も無理はないと考えれば、知県はその金額を増額する方向で裁きを行い(〈命案〉No.1826。炭坑死亡事故をめぐり団隸が行う二千文の和解案を不満とする死者親族からの訴えに対して二五千文の解決を導く)、また当事者間で約した和解金の未払いこそが争いの根本原因だと見て取れば加害者側を拘束しその支払いを督促あるいは強制し(〈命案〉No.1772)、さらには交渉過程それ自体の中に真の問題を見い出せば自らその解決に乗り出す(〈命案〉No.1762。娘の服毒自殺をめぐり即日仲介が入って母に五〇両の見舞金が支払われることになるが、一〇日後に母が死因不明と提訴する。調べてみると五〇両の見舞金の大半を仲介者がポケットに入れていたことが判明し、またそれを払わせるべく仲介者を鎖押している内に、今度は先の五〇両が高すぎたと考えたのが娘家側が府に上控する。最後は見舞金額を三〇両にディスカウントし、法廷でやり取りさせることで

決着する)。

また人死に事件(あるいは人死にを話題の一部とする両家間の争い)の背後に借金や小作料の取り立て騒ぎといった紛糾がある場合には、それらも絡めて問題の一挙解決が図られる。死者側が債務者の場合には相手方に貸し金債権を減額あるいは放棄させ(〈命案〉No.1588。借金の厳しい取り立ての挙げ句に起つた自殺事件について、取り立て飼を革責鎖押した上で、一〇両の借金証文を法廷で破棄させ、さらに埋葬銀一〇両を払わせる)、また死者側が債権者の場合には加害者側を拘束して債務の支払いを強いる(〈命案〉No.1796。土地の取り立てにあって自殺した事件を巡り、駁屍の上、土地関係について相手側を鎖押して解決をえた上で、被害者親族に屍体を領埋させる)。そして法廷での話題が経済的紛争の解決に集中してしまえば、人死に話自体が単に訴訟受理の切っ掛けとして持ち出されただけのような扱いを受ける(〈命案〉No.1649、1650)。

ただ州県の法廷で話がまとまなければ(あるいは自己に不利な形で話がまとめられそうな場合には)、原告はまたぞろ威逼や闘殴を言い立て重慶府以上の上司に上控する(〈命案〉No.1417、1591など)。しかし上控しても大部分は巴県に差し戻され、最後には法廷外でより多額の金錢を死者親族側に支払う形で決着をする。上控も最初の「報應験究」の訴訟と同様、金錢交渉を有利に進める方策として行われている気配が濃厚である(〈命案〉No.1941、2030)。

一方で訴訟を提起しつつ同時に「在外」で当事者間の交渉も継続し、両者が刺激しあいながらやがて一定の落ち着き所に行き着く。こうした裁判と民間交渉の関係のあり方は、清代の民事紛争解決をめぐつてすでに多数の論者によつて指摘されてきた事実である。⁽³⁶⁾上に見られることも、その意味では単に人死に事件をめぐつても同じ事が起こつてゐるに過ぎないとは言える。

ただ官民どちらにするにせよ経済的利害の折り合を除く以外に結論がありようもない戸婚田土紛争とは異なり、これらの事案では持ち込まれる事態の一端は明らかに殺人事件に接していた。そして殺人事件について死者親族が金銭で和解することは、実は国法が明文で禁ずる所であった。律には「尊長が人に殺されたのに私和をした（尊長為人殺私和）」という条文があり、其祖父母父母及び夫若しくは家長が殺されたのに、子孫及び妻妾奴婢雇工人が賄を受けた場合には杖一百流三千里に処すというケースを最高限として、卑幼が殺され尊長が私和したケースまで含む各種の受賄私和に対する刑罰が規定されており、また加害者側が話を持ちかけた場合や、第三者がそれを仲介して口銭を得た場合（説事過錢）についてもそれぞれ刑罰が決められている。⁽³⁷⁾逆に言えば、最初から金銭和解を志向する民間調停側や、所詮は金額つり上げのために犯罪を仄めかすだけの原告側はさておいて、ここでは最低限国家裁判側には犯罪行為に対しても許さず刑罰でもつて臨めという要請はあるのである。これらの裁判では、こちらの要素は一体どこに行ってしまうのだろうか。あるいは前節で見たとおり、巴県でも人死にがちゃんと殺人事件として立件されるケースはあるのである。では二つの展開の分かれ目はどこにあるのだろうか。

三、事案が刑罰事案として立件される道

事件が刑事犯罪として立件される場合には、一体どのような要素が働くのだろうか。まず分かりやすい例として、いつたん金銭和解の解決が付きかけながら最後に鬪殴殺事件として立件されて終わつた上掲〈命案〉No.1702の場合を見てみよう。そこで事案が一転刑事事案として立件される切っ掛けを作つたのは知県ではなく当事者側であった。

文書に最初に現れる動きは、前述のとおり一月二八日付の幸李氏の訴状（文書10）である。私和を自ら暴露するその訴状の中で、幸李氏はあたかも私和の件は自分が知らぬうちに息子の幸貴祥が独断専行し、しかもそれは訴えに行

く途中にたまたま白瓊林に出会いそこで初めて持ち出されたかの展開像を描く。しかし二月六日の洪長生の供述（文書17）によれば、それはおそらくは事実ではない。殴り合いの直後に「白瓊林が勧解する有りて已に各々散す。後におよび幸李氏が知覚し、その丈夫をば送りて小的の家のうちに在り。就きて説きえらく「小的は彼の朋党に在り」と。料らざることに合順は延じて二七日に身死す」。この供述に従えば瀕死の夫を洪長生の家（すなわち加害者の周辺に居る裕福そうな家）に運び込み、洪長生を事案に巻き込んだのは實に幸李氏自身なのであり、そしてその時点ですでに幸李氏と白瓊林の手で金銭要求（あるいは金銭解決）に向けての一定の図柄は描かれていたと考える方が自然である。しかもその試みは一月当初にはいつたん成功に漕ぎ着けていた。その中、幸李氏があえて自家の損になる訴状を出した原因是他にあると見なければならぬ。

そう考えるとき、沈黙を守つてきた洪長生が一月二八日に「私埋匿報」の件を自ら巡役に告げたという記事が注目される（文書15。ちなみに通詳や詳文も巡役の「訪聞」すなわち聞き込みで事態が発覚したと記す）。眞の切っ掛けはこの動きにあり、幸李氏の訴状はむしろその動きへの素早い対処（ついで問われる筈の己の私和の罪状を軽減するための画策）として位置づけるのが良いのだろう。⁽³⁸⁾洪長生は、事件直後には動転し、また幸李氏による共犯容疑の脅しにも屈し、白瓊林が勧めるままに自らが銀百両を工面することで魏大五の殺人事件自体の抹み消しに動く。しかし一月たって、おそらくは自分が「朋段」の罪に問われる可能性が無いことを見て取り、かつそうだとすると百両を出したのは余りにも過剰反応だったと思いつつ、事案の全体を巡役に告げる。裁判の処理の力点の一つがこの百両の返還であつたこともこの推察を裏付ける。そして犯罪者側の有力者が金銭和解の方向を放棄した（あるいは魏大五を切り捨てた）時点でのまでの金銭和解に向けたストーリーは一挙に破綻し、すべての供述は単純殺人事件とその断罪のストーリーに向けて作り直されてゆく。そして二月の一連の法廷では、一月の法廷で幸合順は酒に酔つて転んで死んだと揃つて述べ

た同じ「から、今度は魏大五による閻段殺の顛末が揃って語られる。

そして前節で見た鄭潤事案（『命案』No.2059）の発端部分についても、第一回目の法廷で最初に事件報告をしてきた許家関係者が、何故覃姓と一緒に「協報」せずに「先行来報呈報」したりしたのかと掌責されていた件が思い起される。そして許一堂の稟状（文書7）を読むと、実は覃洋生死」の翌日直ぐに覃香園が来訪し金錢をせびつてきた（「乘即滋索」）のでそれへの対抗として「先報」したのだという説明が現れる。あの事件でも最初に金錢要求（金錢解決）への動きは存在した。しかもさらに事態を遡らせれば、リンチされた覃洋生が五月二五日に死亡する前に鄭元らが行つたことも、姦通犯の覃洋生を監禁し解放して欲しいなら八千元を払えと覃姓に要求することであった。すなわち時系列で並べ直せば、まず最初にあったのは覃洋生の姦通発覚を巡りその金錢的清算を覃姓に求める（それを種にして覃姓を強請る）許姓側の動きである。ところがその後に覃洋生が死亡すると攻守交代して今度はその死を種に許姓から金錢を強請り取ろうとする動きが覃姓側に起こる。許姓としてはそれを受ける選択肢もあつたのであろう。しかし許姓はその動きに巻き込まれることを嫌い、率先して犯人を捕らえ官に突き出す側を選択する。前節で見たとおり、法廷ではその後も覃姓と許家の間でその殺人事件の性格付けについてなお争論が続くが、逆に言えばそれを殺人事件として処理するか否かについての一番大きな選択は、それに先行してすでに当事者の手で行っていたのである。

前節において民事であれ刑事であれ清代の法廷で行われることは州県長官を媒介とする共有ストーリーの形成作業であると論じたが、こうしたストーリー作りはどうやら事件発生直後から両当事者周辺ですでに開始されていると見なければならない。

そして上述の諸事例を見る限り、同治期の巴県では人死に事件が起これば一度はまずは金錢的処理の道が採られるのが常であつたように見え、またその判断をいつたんは死者親族に委ねるのが穩当な手法ですらあつたと思われる

（覃姓と相談もせずに殺人事件を単独で報告してきた許姓を巴県知原が掌責した理由はそれ以外に考えられない）。そしてその動きに加害者側も応すれば、そこで直ちに金錢和解へ向けてのストーリー作りが行われ、その方向で関係者の認識を一致させる動きが起こる。本節で見た大部分の事案がこれに属する。しかもその工作に励むのは当事者だけでもなかつたらしい。前掲『命案』No.1702では、監犯の魏大五が府に招解されて行く直前に知県に対して、自分達は白瓈林の口車に乗せられて一七〇兩を貰り取られ、その内の百両分だけが幸貴祥に渡りそして法廷で返還された。人を殺めた自分が絞監候とされるのは当然だが、「案に藉りて撞騙した」白瓈林がお咎め無しなのは我慢ができないという稟状を出している（文書38。なお知県は不准として取り合わない）。金額は事実と異なるようだが、事件発生直後に金目当てで関係者の間を動き回る人間が居り、結局自分たちはその餽食にされたと言いたいのである。⁽³⁹⁾

ただ民間社会とて常に金錢的解決を志向した（その手法だけあればそれでこと足りていた）というわけもない。被害者側が硬く刑罰により死者の冤を伸ばすことを求めることも当然にあるし、また加害者側に要求に応ずるだけの資力や意志がなければ最初から金錢賠償の可能性自体がない。⁽⁴⁰⁾また社会関係の調整を考えても、金錢和解も一つの手ではあるが、「一命一抵」すなわち犯罪者親族側が失われた被害者一人の命に対して犯罪者一人の命を差し出しそれによつて相手側との関係を調整恢復する仕方も、立派な（あるいは公的には標準的に想定される）社会関係の修復・再整序の一手法である。そこでは刑罰主体としての国家の役割がむしろ民間側から要請される。

ただ死者親族側も加害者側も必ずしも常に一枚岩ではなく、関係者毎に利害状況が異なる以上は、金錢解決型と犯罪型のどちらの大ストーリーに従つて事件を処理するか、またその大ストーリーの中でどのような小ストーリーを立ててかについて社会レベルですでに主導権争いは起こりうる。そしてその点が未整理なまま法廷に突入すれば、法廷がそれを一つに集約する場となる。

もちろん、いったん事案が法廷に持ち込まれれば、事件像形成のイニシアティブはとりあえずは州県長官にある。そして国家に人命私和禁止の禁令がある以上、民間での動きとは関係なしに、犯罪の要素を見て取った州県長官自らが積極的に刑事罰の追求に向けて努力するケースもあつたに違いない。

沙汰を巡って閻段殺の立件準備を着々と進める段階で中断している案件（命案）No.1614、当事者から出でてくる免駁願いを無視して閻段殺で立件を目指すも途中でとぎれていく案件（命案）No.1635、また閻段殺の通詳まで行きながらその後が欠けている案件（命案）No.1426）といった「途中立ち消え」案件が相当数（三〇件ほど）含まれていることに気づく。どれも史料 자체がそれ以上を語らぬ以上、真相は不明とする他はないが、民間側が十分に断罪ストーリーで固まつていい限り、州県長官がいくら立件に向けて動いても、加害者側はいつでも金銭和解により被害者側の追求の勢いを削ぐことはでき、そして被害者側の熱意が欠けると官の側も断罪型ストーリーを最後まで持ちこたえさせるのは難しいという事情が窺える。⁽⁴¹⁾

また州県長官自身が、そうした場合に常に断罪型ストーリーを選好したと考える必要もないかもしない。例えば〈命案〉No.1718では、知県は屍屍をし病死だと認定した上で同時に見舞金支払いの措置をとらせるが、その後に未亡人が「賄賂藤訊」だと訴えて来たのに對しては、すでに十分に格外の措置をしたのに何事だと叱っている。むしろ知県が金銭和解の側に誘導していると考えた方が自然なのだろう。⁽⁴²⁾

國家が犯罪者に刑罰を下す意義の一つに一般予防（あるいは「風俗改善」）の効果が意識されていたことは疑いない。しかし当事者間での紛争解決の側面から言えば、刑罰の持つ意味は最初からそれによって被害者の「冤を伸ばす」ことにある。ただ伸冤となれば、その手段は必ずしも刑罰には限らない。そして国家とて加害者に刑罰を加えることと加害者に金銭賠償をさせることとの間に、絶対に乗り越えられぬほどの違いを感じていたわけでもない。例えば律に

は、閻段殺犯について「留養承祀」を認め死刑を免ずる場合や、また恩赦で死刑を免じ流刑にする際には、その段階で改めて犯人から銀二〇両あるいは四〇両を追して死者親族に給させるという規定がある。⁽⁴³⁾ 国家側すら、國家の判断で死刑を免ずる場合には、今度は他方で死者親族への金銭賠償の必要性が思い浮かべられてしまうのである。⁽⁴⁴⁾

とするならば、当事者側に金銭和解に向けた動きがすでに整つている（当事者自身が伸冤方法として金銭賠償を選択した）時には、州県長官としてはあえて事件の真相には立ち入らず、むしろ最初から当事者間で成立しつつある金銭和解型ストーリーの側を尊重し、その共有・定着を後押しすることに力を注ぐということも、それはそれで理に適つた対応の一つであつたに違いない。ただもちろんそこに一方当事者による強制が入つっていてはいけない。また紛争が蒸し返されることは避けたい。そこで法廷だけは開いてその合意が無逼自願であることだけは確認し、それが両当事者の真正の合意である場合には、それに公的な外形を与える。彼らなりの仕方で一応の筋は通しているのである。

法廷では事件像の共有が図られる。そしてその統合作業の中心にはおのずと州県長官が立つ。第一節で見たとおり、上申事案もその形で上申に潛ぎ着ける。しかし大ストーリーの選択は大幅に当事者社会の動向に委ねられており、關係当事者間で先手を打つて別の共通認識を確立されてしまうと、州県長官側にはそれを覆すまでの力は一般には無い。その時には州県長官は、悪事を処罰して風俗を改善する責任者という立場をひとまずおいて、当事者間での認識共有の公的確認者という彼に期待されているもう一つの役割を果たそうと努めた。おそらくはこれが事態の全体像に近かろう。

もちろん、同じ「事件像の共有」と言つても、現実に起こった事実と事件像の関係はいつも同じではない。一方には真相の解明とその共同的確認と言つて良いようなケースもあつたろうが、反対に殺人が病死に化けてしまふケースまで行けば、そこに共有される「事件像」とは最初から作り話であり、「認識の共有」の内実は口裏合わせに他なら

ない。ただその差異が（我々が考えるほどに）裁判にとって決定的なことと考えられていたかと言えば、上の諸事例はどうもそうでもなかつたことを我々に告げる。命案として立件上申される場合ですら、第一節に見たとおりディテイルの加工は州県長官主導で日常的に行われる。その先には、自分で頗いて転んだり、帰る途中で足を滑らせて水に落ちたり、経緯不明で毒を飲んで死んだりと言つた、最初から意味づけレベルの操作と整理で足りる諸事案とその処理がある。そしてそれではどうしても足りぬ場合には、共通認識（評価）側に合うように事実の側を動かすことが行われる。それら諸操作が単純に「程度問題」で並んでいる。そして官が主に気を配つたのは、それが真相かどうかという点ではなく、むしろその認識共有に際しての逼勒の有無の方であった。

おわりに

これまで伝統中国の裁判については、民双方の訴えを丁寧に聞き、その訴えの背後にある全事情を汲み取つた上で、それぞれに心分の位置づけを与えるべく苦心を重ね、それでもなお時にそれを不満とする民によつて裁きを蒸し返されるような「弱い」民事裁判官像と、民の犯す悪行に対し自信を持つて刑罰を加え、それを通じて民の冤抑を伸ばしまだ風俗を改善してゆく「強い」刑事裁判官像との二つが併存してきたように見える。後者においては、量刑の適切さという面倒な問題は後に残るにせよ、悪行は悪行であるが故に罰せられるべきこと、その役割を国家が担うこと自体はすでに自明のことと扱われるため、彼（あるいは國家）が社会に対して行うことは「裁判」というより、むしろ最初から一方的な「取り調べ」あるいは「懲らしめ」に近いイメージで捉えられることになる。そしてこのイメー

ジの分裂が、従前の民事裁判研究と刑事裁判研究の分離を生み出しました支えてきた。

しかし本章での検討に基づけば、命案も当事者が持ち込む訴訟」との一つであり、そこで行われることもやはり「裁判」であった。そして刑事裁判の中心的テーマを、誰がどのような罰せられるべき悪事を行つたかという点の判断に置くなれば、その作業は決裁権者たる皇帝や高官の手ではなく、むしろ末端の州県レベルで行われており、そしてそこで州県長官の行うこととは（また彼が抱え込む苦勞は）戸婚田土事案を裁く州県長官は、訴えの内容が何であるにせよ、関係者が述べ立てる各種各様の主張を良く聴き、その上で全員が飲めるような一つの安定した事件像を確立し、それを通じて紛争を鎮静に導く役割を担う。その作業は有り体に言えば関係当事者間の妥協形成に近いものだが、その分だけかえつて無価値では行い難く、常に「情理」（天理にも人情にも適う）という価値が高く掲げられる。ただ具体的に何が情理に適う位置なのかについては、天下の誰もが現に捕つてそれを「情理に適う」と認めているという以上の原理的基礎、それ以外の確証方法はなく、またその「誰もが」の範囲はおのずとまずは事件周辺に居る者達になる。もちろんそこで意見が一つにまとまらなければ（それが本当に天下の誰もが正しいとする結論のかと誰かが声を上げれば）、おのずと事案は不満を懷く側の手によつてより広い場所・高い権威の下へと持ち出され、改めて「天下の公論」の所在が問われることになる（それが上控である）。しかし反対に州県段階で目出度く関係者間で意見の一一致を見てしまえば、事態はそれ以上には進まない（進める動力が無い）。

そして命案盜案についても、改めて言うまでもないことだが、刑罰は客観的な行為それ自体が天然自然に生み出すのではなく、その行為に対する評価に基づいて社会が生み出す。しかもその意味付けはここでは官が一人で出来るものではなく最低限官民の共作で行われ、またその解決方法を巡つても、本章で見たとおり、事実経過に人命が含まれ

る場合ですらなお、当該暴力行為を犯罪としました当該人物を公的刑罰を科すべき犯罪者として突き出すことにより残る社会関係側を守る仕方と並んで、当該暴力行為を金銭賠償可能なものと見たてて処理することにより行為者をなお従前の社会関係の中に留める仕方が思い浮かべられていた。どんな個別の行為もそうした共同的な意味付け作業の海の中にある、そこから本章で見たような様々なパターンが生み出されることになる。⁽⁴⁵⁾

しかもこの命案の金銭的解決は決して民間が勝手にやっていたことではない。国家も十分にそれに絡んでいた、あるいはすでにそれに十二分に巻き込まれていた。そして田県档案同治命案に依る限り、数だけを言えば、州県長官が行う命案処理の内容は金銭的解決例の方がどうやら圧倒的に多かつたと思われる。律例の建前は脇に置き、実際に動いている伝統中國法像を論ずるなら、むしろ最初から伝統中國國家は命案に対して金銭的解決手法と刑罰的手法の両方で臨んでいたと素直に論ずる方が、遙かに実態に近いのである。擬罪の前にそこまでの作業が当事者社会を相手に州県長官の手で行われる。

もちろん、そこで誰かに徒刑以上の刑罰を科すと決めた場合には、事案はついで上司の覆審に委ねられる（何より徒刑や流刑は州県長官一人では物理的に実行自体ができない）。その覆審の過程で上司が事実認定部分について疑問点を指摘し、更なる上司への取り次ぎを拒否する（「駁」）ことはある。ただその原因の大半は、犯罪者當人が引き出された上司の前で詳文内容に書かれた事態の顛末（それについての自己のした罪状自認）を否認する（「翻異」）か、犯罪者親族が同様の上控をしてきたことによる。どちらも結局は、州県段階での共通認識の確立の不十分さの帰結に他ならない。そして何を機縁とするにせよ事実認定部分が問題になつた場合の対処方法は、原審に戻して再審理させるか、さもなくば原審裁判官の不公平を疑い上司（あるいはその委嘱を受けた委員）自らが州県の全文書を取り寄せ、また全関係者を召喚して裁判を行うかであり、いずれにせよ行なうことは当事者社会レベルでの共通認識の再確立作業をおいて他に

はない。必要的覆審制の中にはこうして繰り返し現場に戻る契機が存在する。ただ州県長官による共通認識確立作業の不手際をめぐって時に上司が関与していくことは、実は州県自理事案をめぐって当事者が上控した場合でもまったく同じである（それどころか自理されそうになつた命案を、死者親族が殺人だと上控する展開もある）。むしろ上司は州県長官がする上記の裁判全般に対して一般的な監督権を持つていており、差異は必要的覆審制によってその監督を義務的に行なうか、それとも民の求めに応じてその監督権を発動するかの違いに過ぎない。⁽⁴⁷⁾

戸婚田土の案と命盜重案とを問わず、事案をめぐって官によって行なわれることの全体は、当事者社会を相手に、基本的には州県長官の手で（そして必要に応じてより高い権威を巻き込みつつ）行われるこうした「裁判」であり、そしてその裁判は当事者社会の人々がそうして公的に確定された一つの事件像を共有する」とによつて支えられる。あるいはより一般化して言つならば、当該事案の解決を支える規範的基礎（すなわち「法」）は、一件一件の事案毎に州県長官のリードの下、事件現場で一つ一つ手作りされる（ただその法は「法」と言うべくは余りにも個別的で具体的なので、實際には事件一件一件毎の「事件像」になつてしまつ）。暴行も経済的利害も区別せずに訴える民に応えて官の側にあつたものは、刑罰も利益分配も自在に併用するこの一つの裁きであった。おそらく從来の民事裁判・刑事裁判を分けて論ずる議論に欠けていたのは、この大きな共通枠組みに対する素直な理解である。そしてここで振り返れば、まさに「聽訟」という良く見る史料用語が、公権力が行なうこの作業部分にちょうど対応する形で使われていたことにも改めて気付くことになる。⁽⁴⁸⁾

ただ必要的覆審制の中には中央へ中央へと集約される契機もある。本章冒頭でも述べたとおり、必要的覆審制には、上司による裁判監督と並んで量刑判断の全国的な画一化というもう一つの役割が負わされていた。量刑判断は、事案の事情を酌んで行なう判断である以上は生の現実を離れ難いものであり、実際現代裁判では担当裁判官の裁量にその一

切が委ねられる。ところが伝統中国裁判は、個々の犯情と刑罰の重さのバランス（「情法の平」）とその全国画一性を厳しく求める余り、現代であれば個別裁判官の内心で行われるような操作、事案毎に内心で懐かれる判断を、皇帝の下に統合しようとした。もちろん、事案数が膨大なので原案くらいは末端で作らせなければならない。広大な帝国各處で隨時分散的に行われるその作業を整序するためには判断基準の実定化は不可欠であり、その必要に応えてあらかじめ皇帝により詳細な律例が制定颁布され、擬罪に当たってはその援引が求められる。しかし「定まり有るものは律例、窮まり無きものは情偽」という諺が示すとおり個別事情の実定法化には最初から論理的な限界（あるいは自己矛盾）があり、「情法の平」を重んじようとすればするほど最終決定は個別事案を見てから行おうということになり、その最終判断役は再び皇帝や高官に帰せられることになる。当然、量刑が具体的に確定せぬ限り刑罰の執行には移れない。そこで徒刑以上の刑罰を科すことになった事案は、事実認定について異議が無い場合にも、その後の問題を決すべく覆審を重ねつつ決済権者の所まで上ってゆく。これが狭義の「断罪」⁽⁴⁹⁾の世界である。

もちろん、目標が「情法の平」の実現である以上は、そこでも一件一件の事案が持つ細かな事情についての情報は当然必要になる。しかし全犯人を北京に集めて皇帝自らが審問するわけにも行かない以上、ある段階から先は否応なく文書だけの世界になる。高い権威はあるが、事件本体を手すから扱いもしない人間が、なお事案の細部まで踏まえた「情法の平」判断の適否を論じようとするこの無理が、あの供述記録を満載した詳細長大な上申文書を作り出すことになる。しかしいかんせん、どんなに詳細に書かれるにせよ、その文書 자체がすでに当事者社会相手に紡ぎ出されたある種の物語りなのである。そこでは罰せられるべき人・罰せられるべき行為は、すでに罰せられるべく括り出されており、彼に刑罰を科すことの社会的正当化もすでに済んでいる。事案の「情」を量ると言つても、断罪の世界で実際に共同的に行われた行い得ることは、良くも悪くも悪しくもこうした二次的・疑似的な現実を相手にして行う知

的操怍である。その中で量刑の全国的統一が図られる。

必要的覆審制の中には、こうした現場に向かう契機と中央に向かう契機、現場サイドで行われる事実認定と中央サイドで行われる量刑判断が入り交じつており、その複合物が最後に決済権者の前に提出される。その上申文書は形式的には経済的処理部分まで含めた全部の最終処断を上司の決裁に待つかの形で作られる。そして州県長官から皇帝にまで至る皇帝官僚制全体を一つの裁判主体と考えるなら、その最終決断は確かにここで示される。しかしそこで決裁権者が示す具体的な指示内容について言えば、それは犯罪者誰某に某々の刑罰を下せという命令（およびその刑罰的具体的執行方法の指示）のみであり、それ以外の処理内容については単に「餘は議に依れ」と言つだけに止まる。上述の事情を踏まえれば、当事者社会を直接相手にしない最終決裁者が、事案処理の細部についてそれ以上のことを言えるわけもないものである。

律例を使った緻密な論理操作が行われる擬罪以降の世界は、皇帝官僚制が一体となつて行うこの裁きの中の狭く重罪の量刑決定に関わる部分を担うに過ぎない。その役割位置から言って、それが「刑の上げ下げ」の議論に終始するのはむしろ当然のことである。ただそれをもつて伝統中国法全体の性格のごとく論じられては、褒められるにせよ貶されるにせよ、伝統中国法としてはおそらく心外のことであろう。州県段階における命案処理にまで視野を広げれば、伝統中國司法は決して刑の上げ下げにのみ耽つていたわけではない。持ち込まれる命案紛争に対しても、彼らは彼らなりの仕方で繰り返し「裁判」をしていた。その裁判は必ずしも刑罰を帰結するとは限らず、時には我々の目から見れば随分と奇妙な形まで含んでいるが、しかしそれはどれも同じく社会の中にちゃんと根を置いていた。そしてこの裁判の中からその一部が上申事案になつてゆく。この全体こそが伝統中国の法と裁判の内実である。

注

(1) ちなみにこの採用は下述する舉案處理手順の二分類とは関係ない。州県自治の裁きでも經濟的な利益分配と併せて必要に応じて原告被告のどちらに対しても一定の体罰や拘束（四縣档案で最も良く見るのは「草責」すなわち手平打ちと「鎖押」すなわち獄への拘禁である）が自在に加えられるし、また反対に上申事案の判決原案書（詳文）の中でも、犯人に対する刑罰と一緒に事件の背景にあつた土地争い等の經濟的紛争についての処理方法が併せて提案される。

その「第一 清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて」を参照。なお上掲論文もすでに述べるところ、督撫決済に依つて執行開始される徒刑事案や、刑部と督撫の共同決済によつて執行開始される流刑事案についても、年度毎にまとめた皇帝に詳細な案事報告〔奏題〕がなされ、皇帝はそれに基づいて刑罰を自由に更正した。そこを重く見れば、臣下達が行うのはあくまでも仮執行の開始の決定であり、徒刑以上すべての刑罰の最終決裁権は論理的には皇帝にあつたと論ずることもできる。

「……に詰められ、幸い得れりに目を瞑る話」
「渠足わに見ゆ」の言ふ所にして以て車輿せしら
「渠す若しくは逃難が審議され
ば乃ち眞題すべし」。そしていつたん通詳すれば、それに対しはとんど自動的に上司から「事実審理をし判決原案を作成のうえ身柄を護送して上司の覆審に委ねよ〔按擬招解〕」という命令が下り、正式の上申処理が必至となる。なお杖刑で済むような人命案件（その代表例が「威逼人致死」である）についてまで犯人の身柄を上司に護送するのは余りに大きすぎるるので、それらについては實際には文書のみを送る「詳結」なる便法が用いられていた（鈴木秀光「詳結——清代中期における輕度命盜案件処理」「法学」第六三卷第四号、一九九九年）。

第六三卷第四号 一九九九年

4) — 大清律例 — 刑律斷獄・断罪引・律令 — 条「凡そ罪を断するには皆な類く其に律例を引くべし。違ひし者は笞三十」。こうした律例の性格と機能（刑罰権の根柢としてではなく、むしろ量刑統の一目安として働く）については、拙稿「非ルール的な法」というコンセプト——清代中國法を素材にして（『法學論叢』第一六〇巻第三・四号、一九〇七年）を参照。それに対しても州県自理裁判の法源としては「情理」という漢たるキーワードを示せるだけである。こちらについては、次注所掲の滋賀氏の民事裁判関係論文および拙稿を参照。

(5) 刑事裁判研究については注(2)所掲滋賀論文が代表的研究である。民事裁判研究の例としては、滋賀秀三氏の「判決の確定力観念の不存在——とくに民事裁判の実態」、同「民事的法源の概括的検討——法・情・理」(共に上掲「法と裁判」収録)、同「清代の民事裁判について」(滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』創文社、二〇〇九年に収録。以下「続編」と略称する)、および拙著「権利と冤抑——清代駁訟世界の全体像」(『法学』第六一巻第五号、一九九七年)、同「中国清代民事訴訟と『法の構築』——淡新档案案』の一事例を素材にして』(日本法社会学会編『法の構築』(『法社会学』五八号)有斐閣、二〇〇二年)等を挙げることができる。

(6) ただ滋賀秀三氏がすでに早くより「知州知県は、法の規定を發動して徒以上の刑に当てることができるような事件であつても、一応それを警告した上で、そしてしばしば何らかの情状酌量事由を擧げて、州県自理の範囲内……で済ましてしまつことが少なくなるかつた」という事實を「起訴便宜主義」という名で包括的に指摘しており(滋賀『法と裁判』一四七頁以下)、また中村茂夫氏も、この滋賀氏の指摘を承けて、誣告事件と威逼人致死事件の処理に即してそうしたお目にぼし型処理の実態を具体的に解明し、そつする州県長官の動機として「先ずは当事者双方の今後の人間関係の回復調和の実現が目的とされ、刑罰はそれを果たし得る範囲内に止めるよう配慮された」と述べている(中村茂夫「清代の判語に見られる法の適用——特に誣告、威逼人致死をめぐって」、新潟大学『法政理論』九巻一號、一九七六年、二三一頁)。おそらくこれらの指摘がこの論点に最も近い先行研究である。これらの立論に対する評価は、注(4)を参照。

(滋賀「続編」に収録) を参照。

(8) 桂義二つでは、鈴木秀光「桂義考」〔中国――社会と文化〕一七号、1990(1)年を参照。

(9) こうした視角からの淡新档案の利用例として、滋賀秀三「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新档案を史料と——」(『文史季刊』(1958年)、(1959年)、(1960年)、(1961年)、(1962年))がある。

(10) これら七十余件が同治期巴県の実際の上申命案全体の何割を占めるのか（あるいはこの七百数十件が同時期命案処理全体とのどれほどを占めるのか）については未だ精密な検討は行っていない。しかし清代の州県は全国で千六百ほどある。清朝時期に皇帝の下に全国から集まる死刑案件数の統計は無いが、それを一年当たり数千件の単位だとすると、一州県当たりの年平均数は一二件ということになる。それを考えると同治年間十三年間分で上申命案七十余件（一年当たり平均五件程）というこの数字は、死刑案件以外も

- (11) 七十余件の大部分は、驗屍格や詳文といった一文書だけ、あるいは上申後の文書のみである。事件発覚から上申までの展開を追える比較的に完備した案件は、(命案) No.1452, 1702, 1799, 2059など十例にも満たない。
- (12) ちなみに淡新档案ではこの提訴名單上に「堂論」(地方官が法廷訊問の最後に各回毎に述べ渡す結論)のメモが地方官の手によつて走り書きされているのが常であるが、巴県档案同命案上ではその例はほとんど見ることはない。数少ない例外として《命案》 No. 2059の文書4や文書9がある。
- (13) なお州県段階での取り調べとは関係ないが、この後に省都での覆審終了後に犯人を州県監に送り返す時の文書(《命案》 No.1452)や、上司が中央での審理状況を知らせてくる文書(《命案》 No.1476, 1698など)、また秋審犯が恩赦で流刑に減等された場合には死者への埋葬銀支払いを留養親申請關係の文書(《命案》 No.1452, 1799)などが一件文書の中に含まれることになる。また犯人未逮捕の場合には他県へ逮捕を求める文書や犯人逮捕をめぐる「賞格」(《命案》 No.1490, 1510)などの文書も現れる。どれもそれぞれに興味深い問題をはらむが本章ではこれ以上は立ち入らない。
- (14) 滋賀「法と裁判」二九頁。典拠は、光緒「大清会典事例」卷八五三の乾隆二十二年議准である。
- (15) なお前述したとおり、通詳を出せばそれに応えて上司から「按據招解」の命令文書(札)が下される。それらの文書例も当然、档案の中には見て取れる。
- (16) その中には、その時点ではまだ到来していない筈の上司からの命令内容や、それを受け覆審を行つた様子までがすでに書き込まれている。ちなみに擬罪の内容は、鄭潤については「合依「非応許捉姦之人、為本夫糾往捉姦殺死姦夫、無論是非登時、俱照擅殺移文や犯人逮捕をめぐる「賞格」(《命案》 No.1490, 1510)などの文書も現れる。どれもそれぞれに興味深い問題をはらむが本章ではこれ以上は立ち入らない。
- (17) 滋賀「法と裁判」七一页。
- (18) なお通詳や詳文を書く際には、この最後の訊問調査内容に更なる加工が施される。最もあからさまな個所だけ挙げれば、六月二四日の訊問調査にすでにその供述内容が書かれている鄭潤について逮捕期日を七月一九日だと書き込み、しかも彼は八月一日に「在監憲病」し九月一日に治療したことになつており、「丁寧にもそれを証言する「医生」「同監犯人」「禁卒」の結状までもが取り揃えられる。すべて逮捕後三ヶ月以内と定められている「県審分限」をクリアーする為の小細工である(逮捕期日を七月一九日にし、病気期間一月を控除すれば、上申期日の一月一六日が規定の求める逮捕後三ヶ月になる)。
- (19) 「中国——社会と文化」一〇号、一九九五年、二三一頁および二二八頁。ただ同論文がする「草供」「錄供」「招狀」の定義等は通常の史料用語と異なつており筆者には贊同できない。
- (20) 滋賀秀三「清代の民事裁判について」(滋賀「統編」所収、一八九一—一九〇頁)。ここはその場でないので立ち入らないが、筆者が前掲「法の構築」および「非ルール的な法」というコンセプト——清代中國法を素材にして」等で述べる地方官主導の「公論」の形成と統合という認識も、内実においてこの説と変わらない。そしてここで「衆人」(当事者社会における共識。つまりは最高義における「法」)の契機を導入しそれを裁判の基礎に置いてしまえば、州県長官と当事者の二項対立圖式を前提にして、当事者による結論の「自發的受諾」(それを示す違依結状)こそが民事裁判の基礎であると論ずるそれまでの滋賀氏の「調停」論も(用語は別として、裁判構造論レベルでは)もはやその歴史的役割を終えたことになる。ただ滋賀氏は同論文でもなお刑事裁判については「犯罪事実の確定には犯人の罪状自認を必須とする大原則」「刑事ならば犯人の自供、民事ならば衆人の了解」という立論を続けている。見方を変えれば、この犯人による自白論の部分だけが、滋賀氏の裁判論の中で何故か当初の当事者受諾型の基礎付け論のまま残っているとも言える。
- (21) もちろん、共有事件像の確立だからと言つても、それをいわゆる「真相解明」と常に背反する作業の」とくに考える必要はない。実際、巴県档案同命案中でもいつたん立てる方向に進んだ場合、少なくとも擬罪された当人の行為に関しては人為的な加工・潤色をしている気配はほとんど見て取れない。視点も利害関心も異にする人間相互の間で、誰かを罰に処すような一つの共有事件像

を作りだそうとする場合、おそらく最も確実で手堅いやり方は、起こった事実をそのまま忠直に復元する仕方であることは、むしろ事理の当然に近い。ただここで重要なことは、それにもかかわらず実際に一つ一つの裁判を支えるのは、そうした事件像の「実体的真実性」ではなく、むしろ衆人がこぞってそう述べているという認識の共有の側面である点である。そのことは次節で述べる命案の金銭解決事例を見ればよりはつきりとする。

(22) なおもう一つの違いとして、上申事案では必ず詳文の形でストーリーの確定バージョンが作られるのに対し、自理事案では（勤勉な知県が覚論を整理した文章の形で残す例外的ケースを除けば）ストーリーの共有は法廷で行われ、文字としては当事者側が書く結状の中にそれぞれの処理に必要な限りの主要点が分散的に記されるに止まる点を挙げることができる。ただ注(18)で見たところ、詳文では官僚制内の手続き的な配慮に基づいてストーリーがさらに書き直されるが、その詳文内容について当事者達から再度確認を取っている訳でもない（むしろ犯人まで含めた当事者には見せもしないのが通常の実務だったろう）。詳文内容は、もっぱら摘要以降の話の一部分に含めてしまつて良いのだろう。

(23) 滋賀「法と裁判」六九頁。

(24) 「未信編」第一巻刑名上「章程 間撫 招状式」、「問得一名犯人某。年若干歳。係某府某州某縣。某都圖籍貫。狀招：某年月日。不合與某云云、某各不合云云、又不合云云、各又不合云云、亦不合云云、亦又不合云云、却又不合云云。有某不甘、通將前情、首告某衙門某官案下。當蒙提申一千犯証到官。當空研審、錄取口供云云在卷。蒙審得云云各情、允服無詞。除將無干人証某某等先行摘放、某某等取聞實招犯外、結得某某物件、時值估價銀若干両。所結是實。／＼年月日招狀人某某背押」。なお「福惠全書」卷之十二「招狀式」も同文。

(25) 科学研究費研究成果報告書「中国明清地方档案の研究」（課題番号国09040115。研究代表者：大馬進、二〇〇〇年三月）収録。

(26) こうした二形式は清代の題本中にも容易に見出せる。なお移行はゆっくりと個別に行われる。それゆえ過渡期には状招型記述で始めその後に錄供型が続々冗長な形態も現れる。

(27) これ以上は文書レベルでの実証問題であるが、阿風・周紹泉輯校「明代訴訟文書」46「萬曆十年正月十一日與謝世濟告爭徐八下塙口洪曾得莊基訴狀」第7文書「供狀人謝世濟」供狀と49「萬曆十年祁門縣判語」一問得一名謝世濟の状招以下の文章は完全に同文である。

- (28) 森田成滿「清代の人命事案に於ける事実認定の仕組み」（星葉科大学一般教育論集）一八、二〇〇〇年）は、招状についてそれをまずは「事実認定とは別の定擬をするための要件である」と捉えた上で、「事実認定の仕組みの中で理解するとしても、それはすでに得られた心証に念を入れるため押」とする。招状が持つ二つの文脈を的確に整理したバランスの良い理解だと思う。
- (29) 畏け置くだけという意味合いを込めて、文書には「報」ではなく「存」という表題が付され（（命案）No.1571、1604など）、知県は問題なき場合にはそれに「准存案」という批を付す。ちなみに清律「檢驗屍傷不以實」条の条例「一、諸人自縊溺水身死別無他故、親屬情願安葬、官司詳審明白、准告免檢。……」の前提には、「自縊溺水身死」については官に届け出て駁屍を求める一般的な義務があるという考え方を見て取れ、また巴原档案中にも、事件性がある死亡について草率に埋葬してしまった件に関して、界内にある屍体を官に報ぜずに埋葬したときは罪に問うという例があるのだと叱る例（（命案）No.1601、1696）が見られる。また（命案）No.1905（路傍の無縁の餓死者について後日、他人が勝手に自己の弟だと称して押しかけ、近所の人間を強請る事案）などを見ると、怪しい事案について予防的に届出をしておく必要は民の側にも存在した。
- (30) 最初からそれを狙つて自殺をするのが、良く知られる「國賴」に他ならない。三木聰氏の「輕生國賴考——特に『威逼』との関連について」（史朋）二七号、一九九五年）他の諸論文を参照。巴原档案（同治）でも（命案）No.1568は、小作料取り立てに抗して老婆が首つり自殺した上で、地主の威逼を前面に押し立てて駁屍要求をする典型的な國賴事案である（事案は鄉約が仲介して免役となり、最後に小作料を減免して焼埋銀に当てる措置が取られて終わる）。ただ放つておいてもそうした処置が取られてしまふせいか、巴原档案同治命案の中にはかえって正面から威逼人致死条で立件する例はほとんど無い。例外的に威逼人致死条が言及されるが散見する。（命案）No.193では「埋葬銀」名目で八十千文もの金額が支払われ、（命案）No.1935では、借金取りに行つたら殴られて死んだという訴えと自殺に過ぎないという反訴の中、駁屍がなされ「生前受傷後自服洋藥身死」という曖昧な結論が出されるが、加害者側は「超度錢」五十分文の他に一年分の「工資錢」二十四千文の支払いを命じられ、また借錢七千四百文についても法廷への提出を求められている。
- (32) なお魏大五は省都での覆審を受けた後に再び県に送り返されてくるが、具題を待たぬまま九月二六日に在監病死してしまう。す

でに省の覆審まで経た監犯の病死故に、その駁屍を巡っては「委員相駁」の嚴重な手続きが取られる事になる。本事件にはその際の駁屍文書や報告書、病死してしまったので具題を見合わせる件に関する文書、また魏大五の死に關し獄卒達の陵虐の有無を調査させる文書などが統く。

(33) 例えば〈命案〉No. 1958では、「娘が死んだ翌日に実家の者がやつてきて「勅して銀五十両を要し、方めて掩埋を准す」。しかしながらが貧しくて払えない」と拒否したので相手方はこの訴訟に及んだのだという顛末が述べられる。

(34) 類例として〈命案〉No. 1507。なお〈命案〉No. 1693では、その訴訟について「聽駁入訟」といふ。

(35) それゆえ「免駁」ではなく最初から「注銷」の願いを出した場合は、その願いは大体は却下される。例えば〈命案〉No. 1528 「括駁人命、虚実應候集訊免駁、何以申請注銷。不准」。

(36) その代表例として、岸本美緒「*驕年記*」に見る清初地方社会の生活」(『史学雑誌』九五編六号、一九八六年)、及びPhilip C. C. Huang (黄宗智)「非公式の調停と公式の裁判との間——清代民事司法の第三の領域」(Between Informal Mediation and Formal Adjudication: The Third Realm of Qing Civil Justice, Modern China, 19-3, 1993, 後)、Philip C. C. Huang, *Civil Justice in China: Representation and Practice in the Qing*, Stanford University Press, 1996 (収録) を参照。

(37) 「大清律例」刑律人命「尊長爲人殺私和」。(凡祖父母父母及夫若家長爲人所殺、而子孫妻妾奴婢雇工人私和者、杖一百徒二年。期親尊長被殺而卑幼私和者、杖八十徒二年。大功以下各通減一等。其卑幼被殺而尊長私和者、各(依服制)減卑幼一等。若妻子子孫及子孫之婦奴婢雇工人被殺、而祖父母父母夫夫家長私和者、杖八十。受財者、計誠准竊盜盜從重科斷。(私和、就各該擬命者言。贓追入官。)○常人(為他人)私和人命者、杖六十。(受財、准杖法減)」。なお私和禁止を巡っては森松についても特別規定があり(刑律犯姦「犯姦」「私和姦事者、各減(和、マ、強)一等])、またその外側におよその訴訟事(「公事」)について私和を禁ずる一般規定も存在する(刑律雜犯「私和公事」。最高刑は笞五十)。

(38) なお、それが功を奏してか、本件では私和の事実を「れば」明確に確認しながら、幸季氏は当然、すべての責任を押しつけられた幸貴祥についてすら「年幼を憫念し寛に從い免を免ず」と言ってその件を不問に付している(文書22)。

(39) ただ命案を私和で終わらせる為には時には適切な「作り話」が必要であり、また法廷訊問が絡む以上は関係者間での事前の「口裏合わせ」も必須となる。その需要に応えてシナリオライター役や全体を仕切る指揮者(「ンダクター」)役を職業とする者(事件裏合わせ)も存在する。

屋) が出てくること、また彼らが生活の必要から時に「需要喚起」に動む」とは、むしろ「自然な話である。

(40) 実際、史料からは終始一貫一切金錢和解の動きが読み取れない事案もある。例えば最も完備した上申事案の一つである〈命案〉No. 1452では、客引きをめぐる渡船入夫同士の傷害致死について死者の母から直ちに街頭への届出がなされ、そのまま犯人逮捕と駁屍・訊問が引き続き行われ、事件発覚後十日目に通詳がなされている。

(41) そして再び根拠の無い妄想との誹りを恐れずによえて言えば、通詳後に犯人が「在監病死」で終わる例(例えば〈命案〉No. 1702)の背後にも、時にはこれと同じ事情を見て取った方が良いのかも知れない。すでに上申済みの囚人や秋審犯が在監病死した場合には上級官が県に派遣され確認作業がなされるが(実例として〈命案〉No. 1702, 1920)、據罪上申より前に死んだ場合にはその確認はない。そして知県自らが医生や禁卒の結状を事後的に捏造する例があることは他の史料からも知れる(注18を参照)。いつたん通詳した後に当事者間で金錢和解が成り立つてしまつた場合、「在監病死」はその後の立件手続きを省きつつ文書の体裁を整える一番簡単な方法である。また〈命案〉No. 1892は、犯人が喧嘩による殺人であることを完全に認めている事案であるが、犯人の一人が逃亡するうち一月後に在地側から和息願いが出されてくる。知県はそれを認めず逮捕命令を出すが、そのうちに今度は在監の犯人が「在監病死」する。再度開かれた法廷でそれまで頑張っていた被害者の母親も、「逃亡犯は逃亡先で死亡したので」と言って(事実は不明)和解に応じ決着する。逃亡中、あるいは逃亡先で死んだらしいというのも案外に立件を避ける事後の便法の一つなのかもしれない。そして〈命案〉No. 1751に至りては、強盗殺人事件について犯人全員を逮捕しすでに罪状も確認済みであるにもかかわらず、何故か無名犯未逮捕という通詳がなされる奇妙な例である。その後に上司から来る督促に対しても鋭意追跡中と答えて統ストーリーでまとまれば改めて「逮捕」して立件し、金錢解決取ストーリーでまとまれば逃亡中を続けるなり「在監病死」してもらう」という手法もあつたのである。

(42) 例えば「樊山政書」卷四「批潤南縣余令東」「批潤南縣民王虎兄呈詞」は、潤南縣知縣の余紹儀が「凡有命案、俱令私和、可恨之至」だと叱っている。時にはそういう官僚も居るのである。ただ我々はこうした事例を読むと直ちに加害者側が州県民方に歸宿を

渡して事件を抹み消している（あるいは州県長官が賄賂目当てでそうしている）という方向のみを連想してしまったのが（そしてそうではないと積極的に否定する必要もないのだが）当然、私和の反対側には金銭を求めるため金銭で満足をする（あるいはその金銭で死者を埋葬し生前の生活の方途を考えて行かざるを得ない）被害者側が居たこと、彼らの同情的配慮もあり得たことを忘れてはならない。私和容認と州県長官の賄賂好きとは常に関係する訳ではない。むしろ私和問題の基本的な対立軸は、国家が犯罪事案を「事は風化に觸れる」風俗問題として位置づけその処理を「罰百戻」の手段に用いるか、それとも当事者双方の単なる静い問題として扱つかの間にある。そして前者を推し進める為には当然それをするだけのハードウェア（捜査人員と警察機関）が州県の末端現場に必要になるが、清朝国家はそこまでの手当はしなかった。

(43) 「犯罪存留養親」条例六、「故意謀殺失殺傷人」条例一及び条例六、巴県档案でもその実務を示す文書がある。（命案）No.1491, 1799。

(44) そして一般予防の側面（あるいは对國家の側面）についても、一部の事件を除けば、国家自身が刑罰を金銭で置き換える仕方を様々な所で用いている（歴代国家に見える慶刑制度はそれに他ならず、また州県自理裁判でも体罰と罰金が代替的に用いられる）。

(45) 前掲拙稿「中国清代民事訴訟と「法の構築」——「淡新档案」の一实例を素材にして」及び「非ルール的な法」というコンセプト——清代中國法を素材にして」を参照。

(46) 先に述べたとおり滋賀秀三氏は重案を州県自理内で処理してしまう州県長官の振る舞いの存在を「起訴便宜主義」という名で呼んでいた（滋賀前掲「法と裁判」二八頁）。本章で見たケースも広く見ればその一種に違いない。ただここで反対に、ならば州県長官が立件しようと決意さえすれば全部を立ててきたのかと聞けば、少なくとも巴県档案同治命案について見れば明らかにそうではない。律例と成案の世界では罰すべき行為（それを罰する正当性）があらかじめ客観的にあるかのこととして議論は始められるが、現実にはそれはその都度、現場で作られる。「起訴便宜主義」とか地方官の民間社会關係への配慮といった「減算型」のもの言いでは、現実の事態が持つこの「形成的」側面が落ちてしまうのである。

(47) もちろん差異はあり特に翻異の機会の制度的保障の持つ意味は大きい。ただそれを言い出せば容疑者は常に決済権者の前まで譲送されることになりそうだが、実際には徒刑犯は府まで、流刑犯は按察使まで、死刑案件でも巡撫の前まで引き出されるだけである（なぜか必ず決済権者にまでは行き着かない仕組みになっている）。むしろ裁判に対する上司の監督を言うならば、上申事案の

事実認定部分が上司によつて駁されるより遙かに高い頻度で民の側は（自理事案と申案などを問わず）上控を行つていて、そしてその上控は（当事者側が頑張りさえすれば）理論的には皇帝にまで行き着く制度であつたことの方に着目すべきであろう。

(48) 官底書の編目を見れば一目瞭然のことだが、命案盜案の処理の話題も「聽訟」という編目の下で語られる。そして時には統合を進める余り擬律以降の部分までもを聽訟の編目中に含む例はあるが、その逆はない。なお筆者は（民事裁判刑事裁判の二分類論にいくらか影響されて）これまで「聽訟」の語を主に戸婚田土・州県自理の裁きに対応させて用いてきた（例えば拙稿「権利と免抑——清代聽訟世界の全体像」の副題を見よ）。しかし刑事裁判の実態を踏まえれば、そつした限定自体がもはや無用なことは明らかである。そして実際、筆者が戸婚田土処理を念頭において述べたことの大半が、本章で見た命案処理についてもそのまま当てはまる。

(49) 必要的覆審制のこちらの側面は終始官僚制的司法の意思統一をめぐる内部問題なので、途中で上司が駁してももはや問題は民には戻らない。なお以上で述べた「情法の平」という価値のあり方、量刑判断をめぐる皇帝と官僚の間の動的な関係、およびそこにおける律例や成案の機能については、拙稿「清代刑事裁判における律例の役割・参考——実定法の「非ルール的」なあり方について」（大島立子編「宋—清代の法と地域社会」財团法人東洋文庫、一〇〇六年）および前掲拙稿「非ルール的な法」というコンセプト——清代中國法を素材にして」を参照されたい。ちなみにこれらの論文では、当時の断罪の世界の内部論理に従い、皇帝や高官が行う作業を、現実の「情」自体への対応として描いているが、その「現実」は本章で見たようなフィルターを一度通つた「現実」である。